# 第 5 章 本件問題(本件金品受領行為及び本件事前発注約束等)に関する総括 的分析

本章では、**前記第4章**で認定した本件金品受領行為及び本件事前発注約束等について総括的に分析し、森山氏による金品提供の意図・目的及びなぜ関西電力が森山氏との関係を長年にわたって断ち切れなかったのかについて詳述する。

# 第 1 関西電力の取引についての森山氏の介在、本件金品受領行為及び本件事 前発注約束等

前記第4章第1のとおり、森山氏及び本件取引先等は、関西電力並びにその子会社である関電プラント及び関電不動産開発(本章は総括的な内容であるため、本章内において、これらの関西電力の一部の子会社を含めて単に「関西電力」ということがある。)の役職員75名に対して合計約3億6000万円相当の金品を提供し、これらの役職員はこれを受領していた。そして、その受領時期についても、1987年の森山氏の高浜町助役退任直後から、1990年代、2000年代、2010年代と万遍なく認められた。このように、本件金品受領行為は、広範な時間的・人的範囲に及ぶものであった。

また、前記第4章第2及び第3のとおり、森山氏は、関西電力の役職員らに対し、自身が関係を有する企業に対する工事等の発注を強引に要求し、関西電力の役職員らは、このような要求に継続的に応じ、また、森山氏に対し発注に関する事前の情報提供も行ってきた(本件事前発注約束等)。

本件金品受領問題は、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領するというものであり、それ自体明らかなコンプライアンス違反である。また、本件事前発注約束等も、工事等の発注について、一部特定の取引先の関係者からの強引な要求に従って発注や事前の情報提供を行うというものであり、公益的な役割を担う電力会社の発注行為において公正さが欠ける事態になっていたというべきである。

以下では、個別にみてもコンプライアンス違反である本件金品受領問題、本件 事前発注約束等を含め、関西電力、森山氏及び本件取引先等の全体の関係性について評価、分析を行う。

#### 第2 森山氏による金品提供の意図・目的

本件社内調査報告書では、「森山氏は、・・・自己顕示欲を満足させるために、 自己の権威の誇示、自己の価値観による礼儀の実践、人的ネットワークの維持等 を目的として、無理やり金品を押し付けていた」などとされている。

しかしながら、何ら見返りを期待することなく、自己顕示欲を満足させるための「権威の誇示」や「礼儀の実践」等を目的として、本件のように社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供するなどということは、容易には想定し難い。

実際にも、森山氏は、前記第4章第2及び第3のとおり、関西電力の役職員に対し、自分が関係する企業(本件取引先等)に工事等の仕事を発注することや工事に関する情報を提供することなどを要求して、これに応じさせてきたと認められるし、前記第4章第1、3の事実を併せると、そのことによって本件取引先等から報酬、手数料、謝礼等としてそれ相応の経済的利益を得てきたことがうかがわれる。

以上のことを考え併せると、森山氏が社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供したのは、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったとみるのが自然かつ合理的である。

そして、森山氏による金品提供については、森山氏による個別の発注要求との 関連が強く疑われるものも存在する。例えば、2011年10月1日の森山氏から豊 松氏に対する現金1000万円の供与は、前記第4章第3、2(1)ア(エ)bのとおり、 同年9月12日に塩浜工業への発注要求を行った僅か3週間後に、塩浜工業の役 員同席の下でなされており、森山氏による金品提供と工事の発注要求との関連 性が疑われる。また、前記第4章第1、2(3)のとおり、森山氏は、関電不動産開 発の担当者が吉田開発等への次年度の工事発注の増額要求に応じるなどする機 会の都度、当該担当者に対し一定額の商品券を提供していた事実もあったこと が認められ、これも金品提供と工事の発注との関連性を疑わざるを得ない。

もっとも、森山氏による個々の金品提供については、その大半が、個別の発注 要求や発注との関連性が明らかとはならないタイミングでなされている。しか し、前記第4章第1~第3の事実を総合すれば、森山氏は、上場企業である関西 電力の役職員が個別的な買収工作に簡単に応ずるとは思えないがゆえに、個別 の発注要求や発注との対価関係が分かるような態様で金品を提供するのではな く、ひとたび自分が工事等の発注を要求すればこれに関西電力の役職員が応じ ざるを得ないような仕組みを維持するために、換言すると、そのような意味にお いて関西電力の役職員を自己の支配下に置くために、関西電力の役職員に対し 長期間かつ多数回にわたり多額の金品を提供し続けてきたものと認めるのが相 当である。この点を敷衍すると、以下のとおりである。

森山氏は、遅くとも 1987 年の高浜町の助役退任直後から金品提供を開始している。本調査で判明した最初の金品提供は、大飯発電所長に対して、「柳田産業を頼む。」と自らが相談役に就任した企業名を挙げて配慮を依頼する趣旨を明らかにして行われたものであり、それ以来、森山氏は途切れることなく、連綿と関西電力の役職員に対する金品提供を継続している。その金額は、当初から概ね 10万円以上の金品を含み、特に 2011 年の福島第一原子力発電所事故後は、百万円あるいは一千万円単位という多額に及ぶものもあった。このような多額の金品を見返りがないのに配ることは通常ありえないことであり、単に「権威の誇示」や「礼儀の実践」のためなどと評価することは到底できない。

森山氏は、関西電力の役職員に対し、恫喝や叱責と多額の金品の提供を織り交ぜて用いることで、自分が関係を有する企業への発注の実現を図っていたものと推察される。

森山氏から金品を受領した役職員の中には、それを不適切なことと認識し、森 山氏から受領した金品の取扱いに苦慮して、森山氏への返還を試みたり、それが 叶わない場合には、金品を費消せずに保管し、折をみて同等以上の返礼品を森山 氏に贈答するなど、自らがその金品から利得することがないように腐心してい た者が少なくない。森山氏の金品提供はむしろ迷惑な行為と認識していた役職 員も数多くおり、森山氏としても、それを理解した上で、少なくとも一旦は多額 の金品を受け取らせることで、関西電力の役職員に対する足枷とする狙いもあ ったと考えられる。すなわち、森山氏による金品提供は、関西電力の役職員に対 し、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してし まったというやましさ・罪悪感を抱かせ、森山氏と関西電力との不正常な関係を 露見させれば、自らの悪事も露見してしまうという、いわば共犯関係に持ち込む ことを意図した「毒」でもあったと考えられる。実際に、本件ヒアリング対象者 の中には、森山氏の金品提供は罪悪感を抱かせる意図ではないかと供述したり、 共犯関係に巻き込まれたという認識を持った者も存在した。とりわけ、豊松氏、 森中氏、鈴木氏らによる合計数千万円~1 億数千万に及ぶ金品の受領は、いかな る経緯・事情があろうとも絶対に社会的に許容されない次元の規模であり、それ ゆえ、これら 3 名に対して、絶対に森山氏との関係を露見させてはならないと いう強力な足枷として機能したことは想像に難くない。

当委員会は、森山氏が既に他界しその真意を本人に確認することはできなかったものの、森山氏による金品提供の意図・目的について、以上のように、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ

の工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったと分析した。

# 第3 森山氏と関西電力との関係の形成プロセス

それでは、以上のような、森山氏が関西電力の役職員に対し、金品の提供を行いつつ、本件取引先等への工事等の発注を強引に要求してこれに応じさせるという構造、仕組みは、どのようにして形成されたのか。

本調査の結果を総合すると、以下のような経緯を辿ったものと推測される。

前記第3章第2、1で述べたとおり、森山氏は、1969年に高浜町に就職して以来、関西電力の高浜発電所3号機及び4号機の立地に際して、町長の浜田氏とともに原子力発電所の積極的な誘致・運営を推進し、これらの発電所の立地及び稼働に多大な貢献を行ったものとされている。また、森山氏は、高浜町に在籍している間、統括課長兼建設課長、企画課長、収入役、助役等、関西電力や原子力発電所運営と関係が深い地位を歴任することにより、関西電力に顔が利く人物として認識され、地元企業を中心に関西電力から発注を受ける企業に対する影響力も強めていった。さらに、前記第3章第2、1(3)のとおり、具体的な内容までは不明ではあるものの、関西電力の経営陣であった芦原氏及び内藤氏と森山氏との間には何らかの密接な関係があったと推察される。

加えて、森山氏は、上記の高浜発電所 3 号機及び 4 号機の立地推進のほか、高浜町に在職中、原子力発電所の運営に関して地元で生じる、本来的には関西電力が解決すべき種々の問題の解決に尽力してきたことが認められる。これらの過程では、前記第 3 章第 2、1(1)のとおり、本来高浜町の口座に入金されるべき 9億円もの現金が町長の浜田氏名義の口座に入金されていたことや、前記第 3 章第 2、1(2)で挙げた原子力発電所の運用に関する諸々の適切な解決が行われているのか疑わしい事例等、原子力発電所の立地や運営の過程において不適切な手法が用いられ、それを森山氏が少なからず見聞きしていた可能性もうかがわれる。

このように、森山氏は、高浜町に助役等として勤務していた時代から、地元で原子力発電所を稼働させている関西電力の幹部に対する影響力を強め、その経営陣に対しても顔が利く状況を作り上げるとともに、「関西電力の弱みを握る人物」と認識されるようにもなった。

このような状況もあって、関西電力は、森山氏に対し、1987 年 5 月の高浜町 退職後は、原子力発電所設備の点検等を担う子会社である関電プラントの顧問、 それも業務に関与しない顧問に就任させることで年間 200 万円の支払いを行う こととし、さらには、森山氏は、関西電力の取引先である柳田産業の相談役に就 任することになった。

また、1987年末には、前記第3章第2、3(2)のとおり、関西電力の高浜原子力発電所の従業員による差別事件等が生じ、1988年以降、原子力発電関連の関西

電力の幹部を対象とした人権研修がほぼ毎年開催されるようになり、森山氏は、福井県の人権施策推進審議会委員・客員人権研究員、高浜町教育委員としての立場で、2017年までこの人権研修の講師を務めた。この人権研修には、森山氏だけではなく、副知事等の福井県幹部複数名も講師として参加した。この人権研修も、森山氏が関西電力の経営陣を叱りつけるなどの出来事により、関西電力の幹部に森山氏への畏怖心を抱かせ、それによって森山氏の関西電力への影響力を維持、強化する効果をもたらした。また、原子力発電所の立地県である福井県の幹部とともに人権研修を行う森山氏について、福井県に対する同氏の影響力を関西電力役職員に印象付ける場ともなっていた。

関西電力では、このように、森山氏の高浜町退職後も原子力部門の幹部を中心に森山氏との付き合いを継続し、対応する関西電力の役職員は、森山氏について、高浜発電所3号機及び4号機の設置に尽力した人物、関西電力の弱みを握る人物、関係する企業に対する発注を強引に要求し、時に恫喝・叱責する人物、福井県の幹部とともに原子力発電所業務の役職員に対する人権研修を行い関西電力の幹部を怒鳴りつける人物として、非常に丁重に取り扱わなければならないとの認識を強めていった。その後、年月が経つにつれて、なぜ森山氏を丁重に扱う必要があるのかは不明確になっていく一方で、業務上、森山氏への対応を行わなければならない地位についた者は、必ずしも理由は明確ではないものの、前任者らが苦労しながら丁重に扱ってきた歴史を知り、また、現実に自社幹部が叱責されながら対応するのを目の当たりにし、とにかく何があっても耐え忍んで森山氏を丁重に取り扱わなければならないという状況に追い込まれていった。

以上のようなプロセスをたどり、森山氏の関西電力及びその取引先に対する影響力は、高浜町退職後も維持・強化され、森山氏が関西電力の役職員に対し、時として怒鳴りつけて恫喝し、強引な発注要求に応じさせ、金品を提供して返却を許さず、その裏側で関西電力の取引先から報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で経済的利益を得るという歪な構造が形成されたことが推認される。

# 第 4 関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった理由

こうした歪な構造に取り込まれた関西電力の個々の役職員が、この構造の全体像、とりわけ森山氏と関西電力の取引先の経済的関係を全て認識していたとは限らない。しかし、こうした構造において、取引先が森山氏に経済的利益を提供していること自体は推察し難いものではない。また、仮に、こうした構造全体を把握していなかったとしても、本件金品受領行為及び本件事前発注約束等という一部分だけであっても重大なコンプライアンス違反であり、そのことは個々の役職員も当然に認識していたはずである。

では、なぜ関西電力の役職員は、森山氏との不適切、不正常な関係を続け、これまで断絶できなかったのか。

本件ヒアリングによれば、関西電力の役職員においては、個々人の思いとして、純粋に森山氏との関係を続けたいと考えていた者はほぼいないといってよい。森山氏と直接接触し、森山氏から強引な発注要求を含む種々の要求を受けてこれに対応し、また、その過程で金品を受領してきた関西電力の役職員個々人は、総じて、進んで森山氏への対応を行ってきたものではなく、むしろ、多大な、時には過大な心身的負荷を感じながら森山氏に対応してきたことが認められる。

それにもかかわらず、関西電力は、森山氏との関係を断絶するどころか、最近に至るまで、幹部が自ら豪華な接待を森山氏に対して行いながら、個々の役職員の苦悩には目をつむって森山氏との関係の維持に努めていた。原子力事業本部の幹部の一部には、森山氏との関係に問題があるとしながらも、その関係がなければ安定して原子力発電所を運営させることができないという「必要悪」と捉える者もいた。

森山氏と接してきた関西電力の役職員が、森山氏との関係を断絶することができなかった原因は、仮に森山氏との関係を断ち切った場合、①関西電力にとって不都合であり世間に公表されたくない高浜発電所立地時代の話を森山氏に暴露されるのではないか、②関西電力の役職員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判に晒されるのではないか、③森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのではないか、④これらの結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないか、また、⑤自らの前任者らが苦心して森山氏の対応に当たってきた努力が全て水泡に帰すのではないか、⑥上司や先輩から森山氏とは事を荒立てないようにと指示・示唆され、そのことが事実上の業務命令となっている状況下で、これに従わないと社内における自らの地位が危うくなるのではないか、あるいは、出世の道を閉ざされるのではないか、さらには、⑦自身及び家族が危害を加えられるのではないかなど、各

人各様の懸念に根差した不安感・恐怖感にあるのではないかと考えられる。

これらの懸念は、関西電力が、一つ一つ洗い出し関西電力が組織として向き合い、必要があれば外部専門家の力を借りるなどして対応すれば、いずれも乗り越えることが可能なものであった。組織としてしっかりと検証する機会さえ設けていれば、決して、森山氏との関係の継続を許容するなどという判断には至らず、犠牲を払っても断ち切るべきであるという結論が導かれたと考えられる。しかしながら、関西電力は、なぜ森山氏との異常な関係を維持するのか、なぜ強引な発注要求に応じなければならないのか、なぜ個々の従業員が多大な苦痛に耐えて応対しなければならないのかという問いに組織として正面から向き合うことなく、個々の役職員が独りで直面することとなったため、各人が御し難い不安感・恐怖感を増幅させ、それに飲み込まれていったものと考えられる。他方で、森山氏との関係を継続することが関西電力の利益に叶うといった歪んだ愛社精神や、問題のある発注行為について「地元重視」という目的に合致し関西電力に財産的な被害は生じていない、受領金品についてはいずれ返せばよく自らに利得は生じていないという考えが免罪符となって、上記の不安感・恐怖感と対峙して森山氏との関係断絶を図る決断力を発揮できない構造となっていた。

そして、この森山氏と関西電力の構造には、時が経てば経つほど抜け出しづらくなる恐ろしさが内在していた。すなわち、森山氏と関西電力の関係は、時間が経てば経つほど、いま明るみに出せば今まで隠してきたことの説明がつかない、金品を受領してきた年月及び発注要求に応じてきた年月が長くなるにつれ、いわば共犯関係とみられかねない期間や関係者が増大することとなり、また、今更組織として対応したり世間に公表しても手遅れであるという考えを呼び、なおのこと森山氏との関係は包み隠されることとなり、関西電力が組織として立ち向かうことが困難となった。

こうした悪循環により、森山氏と関西電力の不適切、不正常な関係は深化・長期化し、関西電力の個々の役職員が、長年にわたって、それを断絶する勇気を持つに至らなかったと考えられる。

#### 第5 不都合な真実と向き合わない内向きの企業体質

関西電力が、以上詳述したような森山氏との関係を何十年も断ち切れなかったことは、組織として思考停止をしていたといわざるを得ない。多大な苦労をしながら森山氏対応を行ってきた関西電力の個々の役職員の中には汲むべき余地のある者も認められるが、森山氏からの発注要求及びこれに応じた発注並びに役職員の金品受領といった問題を長年にわたって放置してきたことについて、問題を知り又は知りうる立場にあった関西電力の経営陣の責任は重大であり、そこにおいてガバナンスは一切働かなかったといわざるを得ない。

自分の関係する企業への発注を要求し、時に恫喝をも行う森山氏という人物から多額の金品を受領し、そうした関係を継続することは、客観的に見れば明らかに不適切であって、およそ正常ではない。関西電力の経営陣は、こうした明らかに異常な関係を漫然と継続し、先送りにしてきたといわざるを得ない。仮に、森山氏との関係を断絶することにより関西電力あるいは原子力発電所の業務運営に支障が生じることが懸念されるというのであれば、関西電力として、社外取締役を含む取締役会で議論した上で、本当にそのような支障が存在するのか、その支障を適切に解決する方法としてはどのようなものがあるか、冷静かつ中立的な視座で十分に検証し、必要に応じて外部の専門家に相談するなどして組織的にこの問題と対峙すべきであった。これと真逆に、森山氏の対応を個人に委ねたことは、もってのほかであり、経営陣ら自身が問題を把握しておきながら臭い物に蓋をする対応に終始した、換言すれば、本件問題については関西電力のガバナンスは全く機能しなかったとのそしりを免れない。

さらに敷衍すると、関西電力は、原子力発電所の維持運営等の自社の目的を達成するために、ユーザーや社会一般という外部の者が森山氏との関係をどのように捉えるであろうかという視点を蔑ろにしてしまったといえる。経営陣を含む多くの役職員が多かれ少なかれ問題意識を持ちながらも、最終的には、森山氏との関係が不適切、不正常であるという目の前の不都合な真実と向き合わず、社内の論理ないし事実上の業務命令を優先させてしまったのである。関西電力にはこうした外部的な視点を十分に意識できない内向きの企業体質が蔓延していたといわざるを得ない。

以上のとおり、当委員会としては、かくも長期間にわたって、多くの幹部が森山氏との関係に問題意識を持ち得る状況にありながらその関係を断絶できなかったことは、関西電力において、内向きの企業体質の下で経営陣が問題を先送りし、本件のような不適切、不正常な問題に組織的に対峙するというごく基本的なガバナンスが機能しなかったことによるものと結論付ける。

#### 第6章 本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応

本章においては、**第1** として、本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に関する事実関係を詳述し、**第2** として、その事実関係についての分析結果及び評価を示す。

#### 第1 本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に関する事実関係

#### 1 国税局の吉田開発に対する税務調査開始までの本件金品受領問題への対応

前記第4章第1のとおり、関西電力並びにその子会社である関電プラント及び関電不動産開発においては、合計75名の役職員が森山氏及び本件取引先等から合計約3億6千万円相当の金品を受領していたが、その対応は金品を受領した個々の役職員によって行われていた。金品を受領した役職員が周囲の役職員と対応を相談した例、会社の金庫に受領した金品を保管するなどの対応をした例も多くみられるところではあるが、関西電力が会社として、本件金品受領問題について、法務・コンプライアンス部門や外部専門家に相談しながら対応方針を決め実行するなどの組織的な対応、論議を行うことはなかった。

#### 2 国税局の吉田開発に対する税務調査開始後の金品の返却

2018 年 1 月 30 日、関西電力の原子力事業本部の幹部は、吉田開発の幹部から、吉田開発に関して金沢国税局による税務調査が行われている旨の報告を受けた。この状況を受け、原子力事業本部副事業本部長<sup>142</sup>の鈴木氏らは、同年 2 月 5 日、森山氏から受領した金品の取扱いにつき関西電力の顧問税理士に相談し、同税理士から金品について返却の努力をすべきとの助言を受けた。

2018年2月7日、森山氏から鈴木氏に対し面談要望の連絡があった際に、鈴木氏が過去に受領した金品の返却を申し出たところ森山氏に拒絶されたが、前記第4章第1、2(3)イのとおり、同月13日には原子力事業本部長の豊松氏が自ら森山氏と面談して、自身がそれまでに受領した現金を森山氏に返却し、同月17日には、豊松氏が、会長の八木氏、社長の岩根氏、豊松氏、原子力事業本部長代理の森中氏、同副事業本部長の鈴木氏及び同副事業本部長の大塚氏が過去に受領していた金品をまとめて森山氏に返却した。また、豊松氏は同月23日、柳田産業の役員を通じ、一部未返却であった金品を返却した。

<sup>142</sup> 本章においては、役職員の肩書は当時のものである。

#### 3 本件社内調査及び金沢国税局への対応

2018年2月20日以降、吉田開発に対する税務調査の一環として、関西電力に対し金沢国税局による調査が行われ、豊松氏、鈴木氏ら多数の役職員に対する事情聴取が行われた。

これを受けて、2018年2月22日、社長の岩根氏は、コンプライアンス担当の常務執行役員の月山將氏(以下「月山氏」という。)に対し、事案を把握し必要な対応を行うように指示した。これを受けて、月山氏が管掌する総務室法務部門の3名の担当者(以下「本件社内調査事務局」という。同年4月からは同部門の担当者が1名増員された。)は、関西電力が常設委員会として設置しているコンプライアンス委員会の社外委員である弁護士の小林敬氏(以下「小林弁護士」という。)、千森秀郎弁護士(以下「千森弁護士」という。)及び種村泰一氏(以下「種村弁護士」という。)に調査の進め方を相談するなどした。これと並行して、同年3月7日、本件社内調査事務局は、原子力事業本部に対し、森山氏からの金品受領及び返却の状況、国税調査の経緯、森山氏に関連する工事業者への発注状況等の本件の事実関係調査を依頼した。同月13日、岩根氏は、本件社内調査事務局を中心として本件社内調査を実施することを決定した。

この調査においては、関西電力及びその子会社等に所属する 26 名の役職員に対するヒアリング等の事実確認が行われた。このヒアリング等の事実確認は、本件社内調査事務局により直接行われたものもあるが、その多くは、原子力事業本部副事業本部長であり企画部門を統括する善家氏を通じて行われた。この調査では、金沢国税局からの指摘も踏まえて、関西電力の役職員の森山氏からの金品受領及びその返却に関する事実関係、森山氏への情報提供の状況、吉田開発に対する工事発注プロセス・発注額等が事実確認の対象とされていた。

関西電力は、調査結果を 2018 年 4 月から 8 月にかけて金沢国税局に順次報告し、同年 8 月 2 日には、同日付で、金沢国税局に対し、岩根氏名義の調査結果の報告書を提出するとともに、原子力事業本部の幹部の地位にあった豊松氏、森中氏、鈴木氏及び大塚氏の 4 名が見解の相違はあるものの金沢国税局の指摘を踏まえて修正申告を行う予定である旨を報告した。その後、これらの 4 名は、修正申告を行った上で追加納税を行っている。

この金沢国税局への対応と並行して、岩根氏は、2018年6月22日、その頃までに一定程度事実確認が進んだことから、事実関係の調査、その評価、原因分析及び再発防止策の提言を行うことを目的とした本件社内調査委員会を設置することを決定した。本件社内調査委員会の委員は、関西電力の既存の委員会であるコンプライアンス委員会の社外委員であった小林弁護士、千森弁護士及び種村弁護士、並びに人事担当の副社長執行役員の井上富夫氏(以下「井上氏」とい

う。)、コンプライアンス担当の常務執行役員の月山氏及び経営企画担当の常務 執行役員の廣田禎秀氏の6名とされた。

本件社内調査委員会は、先行して行われていた本件社内調査事務局による調査に加え、2018年7月31日に豊松氏、同年8月6日に鈴木氏へのヒアリングを実施するなど事実関係の追加調査を行い、同年9月11日までに4回の調査委員会を開催した後、同月11日付で本件社内調査報告書を作成し、同月14日に社長の岩根氏に同報告書を提出した。

本件社内調査報告書は、税務調査により問題となる期間が過去 7 年であることから、国税の調査対象となった者の職位については過去 7 年以内に当該職位に就いた者、森山氏と接点のありうる職位については当該職位の現職、当該現職に金品受領の事実が確認された場合は過去 7 年以内に当該役職に就いた者を調査対象とした上で、大要、以下の 2 点において不適切との評価をした。

- ① 本件金品受領行為については、調査対象者 26 名のうち 20 名が、森山氏等から、現金、商品券、米ドル、金貨等の金品を渡されていたと認定し、森山氏に金品を返却することが困難との事情があったからとはいえ、コンプライアンス上、不適切との評価を免れ得ないと評価した。
- ② 森山氏と関係が深い取引先である吉田開発との取引については、発注工事に関する工事発注プロセス・発注額は適正であり、本件における情報提供が工事発注プロセス・発注額に悪影響を与えたケースは認められなかったと認定したものの、コンプライアンスの観点から厳密にいえば、森山氏に対し、吉田開発への発注工事の「工事概算額」や「発注先」を開示した行為は、不適切な面があるといわざるを得ないと評価した。

その一方で、本件社内調査報告書は、吉田開発以外にも、柳田産業、オーイング、塩浜工業、X1 社がそれぞれ森山氏と一定の関係を有していたことに触れつつも、吉田開発以外の企業との取引内容については触れなかった。また、吉田開発との関係では本件事前情報提供にフォーカスが当てられ、前記第4章第2及び第3で論じた本件事前発注約束については、「森山氏から個別の工事に関する依頼や意向を受けて吉田開発に発注することを決定したことはなかったと認められる。」(本件社内調査報告書3(3))として、問題がなかった旨が認定されていた。

本件社内調査報告書は、全体として、関西電力の役職員の本件金品受領行為についてコンプライアンス上不適切とし、本件事前情報提供についても不適切と評価した一方、本件事前情報提供が森山氏から提供された金品の見返りとして行われたものではなく、また、吉田開発への工事発注プロセス・発注額にコンプライアンス上の問題はないと結論付けるものであった。

## 4 本件社内調査報告書提出後の取締役らの動き

# (1) 会長の八木氏及び社長の岩根氏による方針決定

前記2及び3のとおり、2018年2月以降、関西電力の原子力事業本部に国税局による調査が行われ、それ以降に行われた本件社内調査により、数多くの関西電力の役職員が森山氏から多額の金品を受領していたことが判明していた。他方で、同年9月14日に本件社内調査報告書が岩根氏に提出されるまでの間、本件問題について、対外的に公表されず、取締役会への報告や監査役への情報共有は行われなかった。

本件問題を対外的に公表するか否かについては、本件社内調査報告書を岩根氏が受領した後、2018 年 9 月中に、八木氏及び岩根氏が、相談役の森氏に相談の上、本件問題を公表することはしないとの方針を決定した。八木氏や岩根氏に対する本件ヒアリングによれば、(i)本件社内調査報告書によれば、コンプライアンス上不適切な点はあったものの違法性までは認められなかったと理解したこと、(ii)森山氏が存命中であり、原子力事業運営を妨害されることを懸念したことなどが公表しないと決定した理由であるとのことである。

また、八木氏及び岩根氏は、2018 年 10 月に入り、同月 26 日に予定されていた定例取締役会に先立って、やはり相談役の森氏と協議の上、上記理由から本件問題を対外公表しないと決めた以上、本件問題を知る関係者が増えて情報漏洩のリスクが高まるということを避ける必要があるので、取締役会に本件問題を報告することはせず、また、社外取締役を含めた個々の取締役に報告することもしないとの方針を決定した。

この間、2018 年 10 月 9 日、関西電力において、本件問題の再発防止を期して、「地元有力者の対応における不適切事象について」と題する役員研修会が実施され、後述するとおりかなり抽象化された本件問題の概略、コンプライアンス上の評価、原因分析、及び、今後の再発防止策の説明に加え、本件社内調査委員会の委員長を務めていた小林弁護士による講話が行われた。この役員研修会には、取締役(八木氏と3名の社外取締役を除く。)、取締役ではない常務執行役員(右城氏を除く。)、本件社内調査事務局の担当者、小林弁護士が同席し、その内容は、小林弁護士の講話の内容を含め基本的に調査が終了した事案を教訓とする再発防止の徹底に力点が置かれたものであった。この役員研修会においては、本件社内調査報告書が出席者に配布されることはなく、配布された研修資料は終了後に回収され、さらに、研修資料及びそれを基にした説明においても、森山氏や吉田開発といった関係者名は匿名化され、金品受領者の氏名は明らかにされず、その受領金額の規模が億単位であったことも共有されないなど、本件問題

はかなり抽象化・矮小化されていた。

#### (2) 監査役による検討

月山氏及び本件社内調査事務局の担当者は、**前記(1)**のような八木氏及び岩根氏の判断を知らない状況で、2018年10月1日に、常任監査役の八嶋康博氏(以下「八嶋氏」という。)に対し本件問題の報告を行った。これに対し、八嶋氏は、同月4日に岩根氏と面談し、監査役への報告が遅い旨の苦言を述べるとともに、詳細な情報の提供を要請した。

その後、八嶋氏以外の常任監査役であった田村康生氏及び樋口幸茂氏も含めて、本件問題に関する資料の確認及び本件社内調査を担当した月山氏らに対するヒアリング等が2018年10月16日、同月23日、同年11月7日の3回にわたって行われた。これらの常任監査役によるヒアリングの中で、監査役らは、本件社内調査報告書の内容及び本件問題の内容を把握した。また、八嶋氏は、同年10月24日以降、4名の社外監査役を順次訪問し、個別面談を通じて本件問題の事実関係を共有した。

監査役会は、最終的に、2018 年 11 月 26 日付で監査役会としての監査結果を取りまとめた監査レポートを作成した。その監査レポートにおいては、監査役会は、本件の発覚後の関西電力の一連の対応について、執行部対応は「概ね妥当」と結論付けた。その一方で、監査役会は、(i)本件の全社的水平展開(吉田開発以外への工事発注について不適切なものがなかったか、同様の問題が他にないか)、(ii)再発防止策の強力な推進、(iii)企業統治に関する基本的認識の徹底の 3 点の対応を執行部に要請した。

2018年11月26日付監査レポートが作成されるまでの過程においては、監査役らの中で、各人ごとに認識や問題意識の濃淡はあるものの、会社法第382条143に基づき、監査役が独自に取締役会に報告する義務まではない事案であるという認識が形成され、実際に、各監査役から取締役会に本件問題が報告されることはなかった。また、関西電力の監査役会には、会社の顧問弁護士とは別の独自の顧問弁護士がいたが、この間、監査役会の顧問弁護士に本件問題につき相談されることはなかった。

168

<sup>143</sup> 会社法第382条は「監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役(取締役会設置会社にあっては、取締役会)に報告しなければならない。」と定める。

# (3) 常任監査役によるヒアリングを受けた執行部の動き

常任監査役が実施したヒアリングにおいては、本件問題の事実関係や本件社内調査のプロセスだけではなく、本件問題の取締役会への報告の要否についても議論が及んだ。具体的には、2018年10月23日の常任監査役によるヒアリングにおいて、常任監査役側から月山氏らに対して、本件問題の執行部から取締役会への報告の要否についての法的整理をするよう要請がなされた。これを受けて、月山氏の管掌下にあった本件社内調査事務局の担当者らは、同月30日、本件社内調査委員会の委員も務めていた千森弁護士を訪問して、本件問題について執行部から取締役会への報告をすべきか、また、取締役会への報告に代えて、取締役に対して個別に説明することで問題ないかについて法律相談をした。

関西電力に保管されていた相談結果メモに基づけば、関西電力としては、千森弁護士からは、大要、(i)本件は取締役会に報告することが望ましい、(ii)しかし、取締役会に報告する代わりに個別に全ての取締役に説明することでも足りると考える、(iii)今後、社外取締役に丁寧に本件問題を説明し、その意見を聴取し、必要な対応を取ることが大切であるとの助言を受けたと認識したことが認められる。この点、千森弁護士は、本件ヒアリングにおいて、2018年10月30日の面談の場が法律相談であったとの認識はなく、上記のような取扱いをしたいとの断りに来られたとの認識で、社外取締役を含めた取締役全員に本件問題を丁寧に説明するのであれば、取締役会そのものにおいて報告しないという選択肢もあり得るとは述べた記憶があるが、各取締役に個別に報告することでも足りるとの積極的な法的意見を述べたと捉えられたのであれば真意とは異なる、正面から問題ないかと問われていれば、問題はあると回答しているはずであって、そのような相談の仕方ではなかった旨を述べている。

これらの経緯を総合すれば、いずれにせよ、月山氏らは、2018 年 10 月末時点においては、取締役会への報告はともかく、少なくとも社外取締役を含む個々の取締役への説明は必要であると考え、これを行うことを想定していたことが認められる。

しかしながら、月山氏ら執行部側に対する本件ヒアリングによれば、月山氏ら執行部側は、その後の 2018 年 11 月 7 日の常任監査役によるヒアリングにおいて、常任監査役らから、本件問題について取締役会に報告する法的義務及び社外取締役に報告する法的義務があるとまではいえないという示唆を受けたとの認識を持ったとのことである。他方、八嶋氏ら常任監査役側に対する本件ヒアリングによれば、常任監査役側は、執行部側に報告に係る法的義務がないなどと述べた事実はないとの認識であるとのことであり、月山氏らの認識は常任監査役側の本来の意図とは異なる捉え方であるとのことである。

このようにそこに至る事実関係について食い違いはあるものの、月山氏らは、結局、2018年11月9日、上記の同月7日の常任監査役によるヒアリングの結果メモ及びその時点での監査レポートのドラフトを説明資料として、会長の八木氏及び社長の岩根氏に対して報告を行った。上記の説明を受けた八木氏及び岩根氏は、前記(1)のとおり、このときには既に、取締役会への報告は行わず、社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないと決めていたこともあり、月山氏らに対し、取締役会への報告は行わず、社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないとの判断を伝えた。この判断については、千森弁護士の意見にもそぐわないものであるから、月山氏が管掌する総務室法務部門の中では異論も生じたが、最終的に月山氏らは八木氏及び岩根氏らの判断に従わざるをえず、結局、その後、本件問題及び本件社内調査報告書の結果が執行部から取締役会ないし社外取締役を含む個々の取締役へ報告されることはなかった。その結果、社外取締役らは、本件問題について把握する機会のないまま、2019年9月の報道により初めて本件問題を知ることとなった。

#### 5 追加調査の実施

その後、前記 4(1)の役員研修会後に原子力部門以外でも同様に金品を受領していた事例があるとの申し出があったこと、また、監査役会からの全社的水平展開の要請があったことも踏まえ、関西電力は、追加的な社内調査を実施し、2019年1月8日付で、電力システム技術センターにおいて3名の役職員が森山氏から金品を受領していた旨の追加報告書、また、同年4月11日付で、吉田開発以外の本件取引先である4社に対する発注について、本件事前情報提供についてコンプライアンスの観点から不適切な面があるとしながらも、契約プロセス及び契約金額の算定についてはコンプライアンス上の問題点は認められなかった旨の追加報告書を作成した。これらの追加調査は、本件社内調査事務局により実施され、本件社内調査委員会がその調査結果に評価・意見を述べる形で関与して報告書が作成されたものであった。

これらの報告書について、監査役会は、2019年5月13日付で監査レポートを 作成し、執行部の対応は妥当との判断をしている。

# 6 本件金品受領問題関係者の人事・処遇

## (1) 八木氏らに対する社内処分

2018年9月11日付で本件社内調査報告書が提出された後の同月25日、本件

金品受領問題に関し、会長の八木氏及び原子力事業本部長の豊松氏につき報酬 月額の2割を2か月返上、社長の岩根氏につき報酬月額の2割を1か月返上、 森中氏、鈴木氏及び大塚氏につき厳重注意の社内処分が下された。これらの処分 内容の案は、本件社内調査委員会の社内委員であり人財・安全推進室担当の副社 長であった井上氏が作成したものである。処分内容の検討過程において、岩根氏 は、岩根氏自身の処分を八木氏及び豊松氏と同等の処分とすることを希望した。 しかしながら、岩根氏の金品受領が 1 度のみと八木氏や豊松氏らと同列に論じ ることができなかったことや、本件問題については原子力事業本部の責任が重 いと考えられたことなどから、最終的に、岩根氏は、八木氏と相談し了承を得た うえで、上記のとおりの処分とすることを決定した。

# (2) 金品を受領していた豊松氏らに対する処遇

その一方で、これらの社内処分を受けた者については、2019年6月21日開 催の株主総会及び取締役会において、森中氏は新任取締役に選任され、常務執 行役員・原子力事業本部長代理から副社長執行役員・原子力事業本部長に昇進 し、鈴木氏は執行役員・原子力事業本部副事業本部長から常務執行役員・原子 力事業本部長代理に昇進し、また、大塚氏は執行役員・原子力事業本部副事業 本部長から常務執行役員に昇進した。

さらに、豊松氏は、2019 年 6 月 21 日開催の株主総会の終結をもって取締役 を退任したが、同月22日付で原子力関係を委嘱業務とするエグゼクティブフ ェローに就任している。そのエグゼクティブフェローの報酬は月額490万円で あり144、当該報酬には、取締役副社長執行役員の基本報酬をベースとして設定 された基本報酬(月額370万円)に加えて、(i)本件金品受領問題に関し豊松氏 が納付した修正申告に係る追加納税分の補填(月額 30 万円)及び(ii)過去の経 営不振時の役員報酬カットに対する補填(月額 90 万円)の趣旨も含まれてい

(i)の修正申告に係る追加納税分の補填については、会長の八木氏及び社長の 岩根氏が、相談役の森氏と話し合った結果、本件金品受領問題に関し修正申告 及びそれに伴う追加納税を行うこととなった豊松氏、鈴木氏、森中氏、大塚氏 の4名については、それぞれが役員を退任した時に会社の経営が順調であれば 修正申告時の追加負担分を5年間かけて会社が負担するとの方針を決定したこ

みであり、その報酬は最高でも月額200万円台であった。

<sup>144</sup> 関西電力において、過去にエグゼクティブフェローに就任した者は豊松氏以前は1名の

<sup>145</sup> 豊松氏は、本件ヒアリングにおいて、自らのエグゼクティブフェローの報酬に修正申告 分や過去の役員報酬カット分の補填が含まれていることは認識していなかったと述べてい る。

とが認められる。なお、鈴木氏、森中氏、大塚氏については、2019年9月に本件問題が明るみになった時点で、役員在任中であり、役員退任という条件が成就していなかったため、前記の補填が実際に開始されることはなかった。

また、(ii)の過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填については、岩根氏が社長に就任するよりも前の 2015 年に、森氏(当時会長) と八木氏(当時社長)の二人が話し合った結果、東日本大震災後に大幅な赤字を出し経営難に陥っていた際の役員報酬カット分について、業績回復後、かつ、役員退任後に一定の報酬を支払うことにより補填するとの方針を決定したことが認められる。

#### 第2 本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応についての問題点

#### 1 本件社内調査のプロセス及び範囲について

本件社内調査は、コンプライアンス担当の常務執行役員であった月山氏の管掌下にあった総務室法務部門所属の担当者からなる本件社内調査事務局を中心に行われた。そして、原子力事業本部に所属している者の調査は原子力事業本部副事業本部長であり企画部門を統括する善家氏を通じて行われた。しかし、善家氏は、原子力事業本部への在籍期間は必ずしも長くないものの、一般論として、善家氏が上司である豊松氏に対し適切な調査を実施できるか疑義があることは否定できず、かつ、善家氏は森山氏から金品を受領していた者の一人でもあった。前記の税務調査開始の一報を受けた直後の緊急対応であればまだしも、一定期間経過後においては、善家氏が調査主体として機能することは避けるべきであったといえる。

また、本件社内調査における金品受領者の調査については、過去7年間、すな わち、2011 年以降に関係する地位にあった者に調査対象者を限定し、退職して 関西電力の子会社等にも在籍していない者を含めなかった点や、現職者が金品 を受け取っていない地位の者については前任者を対象者に含めなかった点にお いて、その時間的範囲、人的範囲が十分ではなかったといわざるを得ない。また、 本件事前情報提供に関する調査については、ヒアリング調査の裏取りをするな どの深度のある調査を行わなかった結果として、本件事前発注約束というより 悪質な行為に対しメスを入れることができなかった。さらに、金沢国税局による 税務調査が継続している中で調査方法に限界があったことは否めないものの、 本件社内調査当時は存命中であった森山氏や関西電力が同氏と一定の関係を有 していると認識していた本件取引先等に対する調査協力要請もなされなかった。 2018年8月2日に関西電力が金沢国税局に最後の報告をするまでの間は、税 務当局への対応を優先したということはあるにせよ、その時点で、本件問題の端 緒を関西電力が把握してから約半年が経っていることも踏まえると、関西電力 ほどの規模の会社に対応余力が全くなかったとはいえず、仮に人的リソースに 不足があったとしても、守秘義務を負った外部の弁護士の協力により対応メン バーを増強する方法も取り得たものであり、上記のようなより広範かつ深度あ る調査を実施することは可能であった。また、この点、本件ヒアリングにおいて は、金沢国税局による税務調査の密行性を考慮して、森山氏や本件取引先等に接 触しなかったと述べた者もいたが、少なくとも、本件社内調査において金沢国税 局に対し接触の可否を問い合わせたが拒否されたなどという事実関係は確認さ れておらず、調査を実施しなかったことを正当化する理由とはならない。

以上のとおり、上記のような広範かつ深度のある社内調査を行うことは可能であり、本調査で明らかになったように、そうした調査を行えば、本件問題の問題点を確認・分析し、より早期に再発防止を図ることが可能だったのであるから、本件金品受領問題を関西電力が把握した 2018 年 2 月から同問題が報道された2019 年 9 月末までの間における関西電力の調査には不十分な点があったといわざるを得ない。

#### 2 取締役会に本件問題の報告が行われなかったことなどについて

#### (1) 執行部が取締役会に報告しなかったこと

業務を執行する取締役は、3か月に一度の業務執行状況報告に係る義務を負っているが(会社法第363条第2項)、それに限られず、取締役は、善管注意義務の内容として、取締役会の活動のために必要な情報については適切な時期に取締役会に報告する義務を負っていると解される。

関西電力の取締役会規則においても、「イ 重要な業務の執行状況」、「ロ 業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「ハ 取締役の競業取引、自己取引等に関する重要な事実」、「ニ その他重要な事項」が取締役会への報告事項として定められている(取締役会規則第8条第2項)。

本件社内調査の結果、多くの部分について返却・返礼をしていた事実もあったにせよ、関西電力の役職員 20 名が取引先の関係者である森山氏から合計約 3 億 2 千万円相当の金品を受領していたこと、森山氏に対して本件事前情報提供が行われていたことが判明しており、かつ、本件社内調査報告書によってもこれらの行為にコンプライアンス上問題があることは明確となっていたことなどに鑑みると、本件問題が取締役会規則第 8 条第 2 項ロ「業務の適正を確保するための体制の運用状況」及び二「その他重要な事項」のいずれにも該当しないとはいい難い。現に、少なくとも総務室法務部門所属の担当者作成のメモの中では、2018年 10 月 30 日の千森弁護士への相談において、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」が取締役会報告事項とされており(取締役会規則第 8 条第 2 項ロ)、取締役会に報告することが望ましいこと、及び取締役会への報告の趣旨に鑑みて、個別に各取締役に報告することの必要性については示唆されている。以上からすれば、本件問題が関西電力にとって重大な利害に関わり、取締役会という適切な審議の場に諮ることが必要であったことは明らかであり、また、関西電力の執行部もこれを十分に理解できたものである。

しかしながら、実際には、**前記第1、4**のとおり、2018年10月26日の定例取締役会に先立ち、会長の八木氏及び社長の岩根氏が、相談役の森氏と相談して、

本件について執行部から取締役会への報告も社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないという方針が決定され、その後結局、取締役会への報告も社外取締役を含む個々の取締役への報告も行われることはなく、社外取締役を含めた客観的な議論がなされる機会が奪われることとなった。八木氏及び岩根氏が取締役会に報告しなかった理由も、社外取締役を含む取締役会の構成員に対して本件問題を報告することで関係者が増えて情報漏洩につながるおそれがあるなどといった説得力に欠ける理由に過ぎない。ごく一部の経営陣上層部の判断で取締役会への報告を行わないとの方針が決定されたものであり、結果として、社外取締役を含む各取締役による指摘や牽制が発揮されるであろうはずの状況が妨げられたことは、企業不祥事に対するガバナンスが全く機能していないといわざるを得ない。

2018 年 10 月 9 日の役員研修会の実施により、社外取締役以外の取締役及び常務執行役員は本件問題についての概略を認知する機会はあったが、前記第 1、4 のとおり、その内容は億単位という金品受領の金額規模すら含まれないかなり抽象化された内容であり、同研修会の実施は取締役会への報告に代わり得るものではない。もちろん、役員研修会に参加した取締役及び常務執行役員において、独自に問題意識を持った上でより具体的な詳細を問い合わせるなどすることもあり得るところではあり、それ自体望ましい対応であったともいえるが、同研修会には本件社内調査委員会の委員長を務めていた小林弁護士が同席して将来に向けた講話を述べており、調査実施者が調査完了前にこのような対応を行うことは通常考えられず、参加者に外部の弁護士によるしかるべき調査が行われたという認識が与えられ得る状況であったことなどからすれば、同研修会において本件問題はいわば解決済みの問題として提示されたところもあるといえ、出席者に追加的な対応を期待することは難しい面もあったといわざるを得ない。

# (2) 執行部による監査役会への報告が遅滞したこと

また、監査役会設置会社における取締役は、会社法第357条に基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告する義務を負っている。ここで、「著しい損害を及ぼすおそれのある事実」とは、一般的に、株式会社の事業活動または存続に関して損害を及ぼすおそれのある事実と解される。

2018年2月に金沢国税局の調査が入った当初の段階においては、状況が流動的であり調査範囲の広がりも見えず、「会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実」の有無の判断が難しかった可能性は否定できないが、少なくとも一定程度の事実が明らかとなった段階で、監査役(会)に一報を入れることは妥当な対応

であったと考えられる。本件では、金沢国税局への最後の報告が完了してから約2カ月が経過した同年10月1日になって初めて監査役への報告が行われたのであり、監査役会による監査レポートも指摘するように、この報告は遅きに失したといわざるを得ない。

#### (3) 監査役が取締役会に報告しなかったこと

取締役会設置会社における監査役は、会社法第 382 条に基づき、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。

本件問題の全容をみれば、関西電力の経営陣幹部自身が関わる問題であり、森山氏からの金品受領の金額規模も社会的な儀礼の範囲を著しく超えるもので、そこから取引等に関して多くの疑念を生じさせるものであるから、社会通念も踏まえれば、本件問題に関して取締役に「著しく不当な事実」があったと考えざるを得ない。

この点、本件においては、監査役(会)は、会社法第 382 条の要件には該当し ないと判断し、取締役会への報告は必要ないとの結論に至っている。監査役らは、 本件ヒアリングにおいて、この理由について、大要、(i)本件社内調査報告書がコ ンプライアンス上問題があるが違法ではないとの整理をしていたこと、(ii)法曹 資格を有する社外監査役である土肥孝治氏(以下「土肥氏」という。)にも監査 役としては取締役会へ報告しなくてよい旨を確認した又は確認したと常任監査 役の八嶋氏を通じて聞いたことから、監査役としては取締役会へ報告しなくて もよいのではないかと考えた旨などと述べている。しかし、上記のとおり監査役 が取締役会に報告すべき事実は、法令・定款に違反する事実に限られず「著しく 不当な事実」 も含まれているところ、上記(i)のように監査役が報告すべき対象を 違法行為のみに狭く捉え、違法でなければ報告しなくてもよいかのように整理 したことは不適切であった。また、各監査役は個々に報告義務を負っているとこ ろ、上記(ii)のように他の監査役の意見に依拠する形で判断を行ったことも不適 切であったといわざるを得ない。この点、土肥氏に対する本件ヒアリングにおい て、土肥氏は、上記の土肥氏による確認に関し、常任監査役の八嶋氏からコンプ ライアンス上問題であるけれども違法ではない以上取締役会へ報告しなくてよ いかと提案の形で聞かれたことに対し、それはまずは会長、社長といった執行部 が検討し判断すべきことという趣旨で賛同したが、その前提として、社内で調査 委員会が設置され調査報告書が作成されるほどの対応がされている以上、社内、 社外を問わず全ての取締役に報告されている状況にあるはずだと考えていた旨

を述べており、八嶋氏の認識とは若干の差異が生じている。このようなことを避けるためにも、法律的な問題について、法曹資格を有する他の監査役の意見を重視することがあったとしても、その意見の内容を書面化し双方が確認するなど認識の齟齬が生じづらく客観的に検証可能な形で行うべきであったといえる。また、関西電力には監査役会の顧問弁護士が存在していたところ、常任監査役が主導するなどして、監査役会の外部の専門家である同弁護士に相談するという過程を経ることが適切であったともいえる。

また、本件ヒアリングによれば、監査役らの認識としては、当初岩根氏が社外取締役への説明を行うことを示唆していたことなどから、本件問題について執行部から取締役会に当然報告されるものと思っていたとも述べている。常任監査役は、常任監査役によるヒアリングにおいて「執行部による取締役会への報告について執行部の判断に委ねたい」と発言しているところ、この発言も、当然に報告がなされることが前提のものであったとのことである。こうしたことが、監査役らが監査役(会)から取締役会への報告がなされなかったとしても結論として問題ないと考えた一因となった可能性はある。しかし、監査役は、その後の取締役会に出席しており、本件問題が取締役会に報告されたか否かは把握し得る立場にあったにもかかわらず、その後、監査役(会)として、執行部から取締役会への本件問題の報告の有無を注視し、報告がなされていないことを問題として指摘するなどといった対応をとった事実は認められない。

そうすると、当時の各監査役の認識には差異がみられるが、客観的状況に鑑みれば、本件問題について「著しく不当な事実」として取締役会に報告すべきであったといえる。

# (4) 本件問題の公表の要否・適否が取締役会で議論されず、公表が行われなかったこと

前記第1、4のとおり、本件については、執行部からも監査役からも、取締役会へ報告されることがなく、本件問題の対外公表を行うことの是非について、結局、社外取締役も含めた取締役会の構成員による審議が行われておらず、結果として、報道により明るみに出るまで公表されることはなかった。

これは、会長の八木氏及び社長の岩根氏が、相談役の森氏と相談し、2018 年9月に本件社内調査報告書を受領後、同月中に、社外への公表は控えるとの方針を早々に決定したことによるものである。このような重大な決断を、会長及び社長が相談役と相談して行う形にしてしまったこと、すなわち、重大な決断を極めて限定された幹部のみで行い、他の取締役と議論をすることも、弁護士等の外部専門家の意見を聞くこともなかったことは、ガバナンスの機能不全を示すもの

であったといわざるを得ない。

そもそも、本件問題は、本件社内調査で判明していた事実のみからしても、関西電力という公益的な役割を担う企業のトップマネジメントを含む 20 名もの役職員が、取引先の関係者である森山氏から長期間かつ多数回にわたり合計約 3 億円相当を超える金品を受領していたという前代未聞の事案であり、関西電力と当該取引先との間で不正常な取引が行われてきたのではないかと疑われる重大な問題をはらむものであったから、当然ながらこれを公表して株主やユーザー、国民の評価を仰ぐべきであった。特に、関西電力は、民間企業とはいえ、最も重要な社会インフラの一つである電気を関西地方・嶺南地方を中心とする 1000 万以上の家庭や生産現場等のユーザーに向けて提供する公益的な役割を担う企業であり、その電気料金の適正性に疑問を抱かせるものであるから、これを公表して世間の評価を仰ぐべき問題であったといえる。いかに本件社内調査報告書においてコンプライアンス上問題があったとされるに留まったとしても、それを公表しなかったことは、その事実を知らないまま関西電力を信頼してきた株主やユーザーに対する背信行為があったといわざるを得ず、関西電力は本件問題を隠ぺいしたとの誇りを免れないといえる。

## 3 金品受領者らに対する処遇について

前記第1、6のとおり、本件につき社内処分を受けた者のうち、森中氏、鈴木氏及び大塚氏は、2019年6月21日開催の株主総会及び取締役会において、それぞれ昇進している。また、同株主総会の終結をもって取締役を退任した豊松氏は、原子力関係を委嘱業務とする月額490万円もの多額の報酬を伴うエグゼクティブフェローに就任している。

しかしながら、株主総会及び取締役会において、取締役選任等に賛成した株主や取締役の大部分は、これらの者が本件問題に関与していた事実及び社内処分を受けた事実を知らないままに、その判断を行っている。直近の不祥事案への関与は、取締役選任等への賛否を検討するに当たって考慮要素とすべき事実であり、関西電力が、これについて情報提供ないし明示的な議論をしないままに、取締役選任等の議案を株主及び取締役に決議させたことは問題が大きい。

また、**前記第1、6**のとおり、豊松氏のエグゼクティブフェローの報酬は、修正申告に係る追加納税分の補填の趣旨を含んでいた<sup>146</sup>。本件ヒアリングによれば、このような補填を行うこととなったのは、森山氏対応に尽力したにもかかわ

<sup>146</sup> なお、本件問題と直接に関係するわけではないが、**前記第1、6** のとおり、豊松氏のエグゼクティブフェローの報酬には、過去の経営不振時の役員報酬カットの補填の趣旨も含まれていたことが明らかとなっている。

らず、本件金品受領行為に関して修正申告を行い追加納税を行うこととなった 豊松氏ら 4 名が気の毒であるから、会社として面倒を見るべく、修正申告時の 追加負担分をそれぞれが役員を退任した後に 5 年間かけて会社が負担すること が決まったためとのことであり、役員等の職務執行に関して生じた費用・損失を 会社で負担しようとする趣旨で行われたものと認められる<sup>147</sup>。しかし、あくまで も豊松氏らの修正申告及びそれに伴う納税は、個人の税務上の問題であって、役 員等の職務執行に関するものとはいい難く、そもそも当該補填の正当性を認め ることは困難と思われる。

また、経営トップらの独断で、会社役員の報酬とは異なり外部から認識できないエグゼクティブフェローの報酬という透明性・公正性を欠く形で、当該補填ができてしまう状況にあったことは不適切であり、ガバナンス不全といわざるを得ない。

-

<sup>&</sup>lt;sup>147</sup> なお、**前記第1、6** のとおり、修正申告を行った 4 名のうち、豊松氏以外の鈴木氏、森中氏、大塚氏についても、修正申告時の追加納税分を 5 年間かけて会社が負担したいとの方針決定がされていたことが認められるが、鈴木氏、森中氏、大塚氏については、2019 年 9 月末に本件問題が明るみになった時点で、役員に在任中であり、役員退任という条件が成就していなかったため、実際に当該補填が実現されることはなかった。

#### 第7章 原因分析

本章では、第1として、関西電力(本章、第8章及び結語は総括的な内容であるため、これらの章内において、関西電力の一部の子会社を含めて単に「関西電力」ということがある。)において本件金品受領行為及び本件事前発注約束等(前記第4章)が発生し、それを長年是正できてこなかった原因を分析し、第2として、2018年初頭の税務調査を契機として本件金品受領問題等が発覚した後の関西電力の事後的な対応(前記第6章)に存する問題点についての原因を分析した上で、最後に第3として、両者に通底する根本的な原因について詳述する。

なお、**前記第 5 章**でも本件問題の総括的分析として、関西電力が森山氏との 関係をなぜ長年断ち切れなかったのかを論じており、その限りにおいて一部内 容が重複することを付言しておく。

#### 第1 本件金品受領行為及び本件事前発注約束等に関する原因分析

1 本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと

「企業の役職員個人が、その企業の取引先の関係者から社会的儀礼の範囲を超える金品を受領すべきではないこと」は、我が国の企業コンプライアンスにおける基本的な準則である。法は、役員らが、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処すると定めている(会社法第967条)。

所属する企業全体の利益のために行動すべき役職員が、一個人として、取引先の関係者から多額の金品を提供されてこれを受領することがあれば、所属企業の利益より金品提供者の利益を優先させるおそれが生じる。仮にそのおそれが現実化しない場合であっても、「当該役職員の行為は金品受領の影響を受けたものかもしれない」という疑念を生み、いずれにせよ企業という団体組織の基礎となる相互信頼を危ういものにする。本件金品受領行為は明らかなコンプライアンス違反であった。

また、関西電力の役職員は、本件事前発注約束等というコンプライアンス違反 行為にも及んでいる。取引先の関係者から強引な発注要求を受け、これに応じて、 特定の企業にやむなく発注したり、次年度の発注額の枠取りや発注約束をした りするなどということは公正な取引を歪めることに他ならない。

本件問題に関わった関西電力の役職員の多くが、これらの基本的な準則を守り抜くことができなかったことは批判されるべきである。しかし、より本質的問

題は、人により程度の差はあれ、金品の受領や強引な発注要求に応えることに問題意識や罪悪感を有していたにもかかわらず、原子力発電所の運営ひいては電力の安定供給、あるいは、会社(関西電力)の業績の維持・回復のためであればやむを得ないと判断した正当化プロセスにある。換言すれば、本件金品受領行為や本件事前発注約束等に関わった役職員において、企業の業績や事業活動をコンプライアンスに優先させてはならないという意識が欠けていたことが問題なのである。

そもそも、関西電力の役職員は、数多くのユーザーや社会一般からの批判に耐えうる、とりわけ強いコンプライアンス意識を持つべきであった。なぜなら、関西電力は、民間企業とはいえ、「電気」という最も重要な社会インフラの一つを、関西地方・嶺南地方を中心とする1000万以上の家庭や生産現場等のユーザーに向けて提供する公益的な役割を担う企業であり、広く社会一般からの信頼と信用を基礎に存立しているからである。現に、電気事業一般に関する電気事業法第1条は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」ことを目的とすることを定めており、関西電力も自らの経営理念の中で「社会的責任」を負うことを明記している。そして、電力販売の自由化が進む現在でも、関西電力の供給地域において大部分を占める関西電力のユーザーは、関西電力が公平な競争によって発注された工事等を基に適正な原価を算出していることを当然の前提としているのであり、にもかかわらず本件金品受領行為や本件事前発注約束等に及んだことはユーザーへの背信といわざるを得ない。

以上のとおり、関西電力の役職員において、当然というべき内容の企業コンプライアンスの準則に違反し、本件金品受領行為、本件事前発注約束等に及んだ原因は、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させない、換言すれば、事業活動はコンプライアンス遵守の範囲内でのみ行うという、持つべき基本的な認識を欠いたことにあると考えられる。

# 2 経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと

前記 1 のとおり、本件問題に関与した個々の役職員において、コンプライアンス遵守よりも他の要因を優先し、本件問題を是正しようとすることはなかった。しかし、より本質的に責められるべきは、本件問題を把握しながら、組織として本件問題と向き合い、森山氏との関係を断ち切る決断ができなかった経営陣である。ここにおいて、関西電力のガバナンスは完全な機能不全に陥っていたというべきである。

本件金品受領問題については、八木氏、豊松氏をはじめとする取締役が自ら、

森山氏や関連する企業から社会的儀礼の範囲を超える金品を受領していた。確かに、本件問題に関わりを持った経営陣の各人が問題の全容を把握していたわけでは必ずしもない。しかし、原子力事業本部の幹部の経験を有する幹部は、時に恫喝的な言動を行う地元の有力者から発注要求を受けていることは業務上理解し、また、金品についても少なくとも自らが受領していた範囲では事実関係を把握していたわけであり、自らが認識し得た事実のみをもってしても、コンプライアンス上許されざる状況であることは十分理解できたはずである。関西電力の経営陣は、組織として、コンプライアンス部門が中心となって外部の弁護士等と協力し、正式に対応策を検討し実行するという決断をすべきであった。しかし、経営陣は、長年、個人に対応、判断を任せるという全く逆の不適切な判断を行うことにより、関西電力という組織として長年臭いものに蓋をしてきたわけであって、その責任は重い。

このように組織的に対応せずに個人で対応するという姿勢は、経営陣にとっては、前任者や先輩等から引き継いできたものではあるが、企業の中でも最高位に近い地位にある者が、自らも直接関与している問題にもかかわらず、前任者や先輩等から引き継いできたものを検証することなく無批判に引き継ぐという安易な対応をとることは当然許されない。

当時の関西電力の経営陣の中には、本件ヒアリングにおいて、森山氏から発注要求があったとしても、結果的に地元企業への発注が増加したことで関西電力の利益を損なうことにはなっておらず、森山氏からの発注要求の存否にかかわらず、関西電力は同様の地元企業に発注行為を行ったはずであり結果は変わらないという内容を述べた者が存在した。このような発言は、本件がこれほどまでに社会問題化していることを直視していないものであるとともに、自己の正当化を図るものでしかなく、経営陣がこのような発言をすること自体が極めて遺憾である。

本件問題について、経営陣が、勇気をもって本件問題と向き合い、コンプライアンス部門及び外部の弁護士等に対応策を検討させ、膿を出し切っていれば、この問題が 1980 年代から 2018 年に至るまでの実に長期にわたって継続することなどあり得なかったはずである。経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたことは、本件問題が長年継続し是正されることがなかった根本的な原因であるといわざるを得ない。

#### 3 透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと

前記第2章第2、2のとおり、原子力発電所の設置、運営には、地元の理解、協力が不可欠であり、関西電力においても、歴史的に立地地域を重視した業務活

動(地域共生活動)が行われてきた。

しかし、いかに地元企業への発注や地元の雇用増につながるとはいえ、特定の取引先の関係者との間で発注量を事前に合意したり、その者からの強引な要求に応じて発注したりすること(本件事前発注約束等)は言語道断であり、その発注先が地元企業であるからといって、それが正当化されるものではない。地域共生の理念の下、関西電力による地元企業への発注及びそれに伴う地域の経済活性化を望む地元住民とて、地元の有力者の息がかかった企業が不公正に潤うというような前近代的な構図は全く望んでおらず、歪みのない発注プロセスで地域共生の効果が公平に行き渡ることを望んでいるのである。

立地地域を重視するということは、本来、立地時や、稼働中、何らかのトラブル発生時等の状況に応じて、地域社会の様々な利害関係者と丁寧に対話を行うことが出発点となるべきである。過去に大飯発電所の立地を担当した従業員によれば<sup>148</sup>、立地活動を含めた地域共生活動は、本来、地方公共団体の長、助役、実務担当者や、農協・漁協、商工会議所・婦人会、地元企業・地元住民等の様々な団体や個人と接点を持ち、こうした個々の対話を積み重ねて点を面にしていくことによりコンセンサスを形成していくことにあり、森山氏と関西電力の関係性はこれと真逆であるという。すなわち、関西電力は、森山氏が助役時代においては、町長や現場担当者よりも森山氏を窓口として偏重し、森山氏の助役退任後でさえも森山氏という「点」に重きをおいてしまうことにより、誤った「地元重視」に陥ってしまったというのである。この指摘は示唆に富むところである。

そもそも、関西電力における地域共生活動についてはしかるべき部署、人員が設置されているにもかかわらず、本件事前発注約束等はその範囲外で行われていた。地域共生活動とは別の担当者が、本来の活動とは異なる独自の物差しでこれらの不適切行為を容認、継続してきたのである。

森山氏が発注を要求し関西電力がそれに応じるという構図は、表面的には、森山氏が「地元重視」と主張し、関西電力側でも「地元重視」の名の下にこれを受け入れていたものと見受けられるが、その裏には、不適切、不正常な森山氏と関西電力の取引先企業との利権構造が隠されていたのであって、「地元重視」と評価しうるものではない。

こうした誤った「地元重視」が正当化されてきてしまった原因は、「地元重視」を行動に移す際の指針が関西電力において策定されておらず、方法や程度を誤った透明性のない「地元重視」がもたらす弊害についての認識が甘かったことにある。そして、そうした誤った「地元重視」が是正されてこなかったのは、一見すると目的に正当性が認められるがゆえに、問題を問題として直視してこなか

-

<sup>148</sup> 高浜発電所の立地を主導した人物は既に他界しておりヒアリングを行うことができなかった。

ったことによるものと考えられる。とりわけ、発注行為については、その内容や金額が地域共生活動において地元への貢献の重要な柱となっていることから、正当化が強く働いたものと考えられ、発注に際して、地元企業とどのように協働していくのか、発注前の必要な情報提供はどの程度行うべきか、どの程度が許容されるのかなどに関する明確なルールが定められていなかったことが、なし崩し的に本件事前発注約束等につながったと考えられる。また、前記第4章第3のとおり、必ずしも合理的な理由なく特命発注がなされ競争発注を経ていないような事例が認められたことも、本件事前発注約束等の原因となったと考えられる。

加えていえば、関西電力においては、2014 年、担当者が取引先に対し、予算価格等を提供していた行為につき、公正取引委員会から、独占禁止法第 3 条が禁じる不当な取引制限を誘発又は助長したとして、今後同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じることなどの申入れを受け、その後、原子力事業本部においてもこの問題についての再発防止策が作成されていたにもかかわらず、その教訓が活かされることなく、その裏側で、堂々と本件事前情報提供が継続していたことも非難に値する。

# 4 原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと

本件金品受領行為及び本件事前発注約束等の大半は、前記第 4 章第 1 から第 3 のとおり、原子力事業本部(その前身である福井原子力事務所及び若狭支社を含む。)の役職員によってなされている。そして、その役職員の中には原子力事業本部長が複数名含まれている。

組織のトップたる事業本部長が本件問題を把握していたにもかかわらず、それが是正できず、そして、トップだけではなく歴代の何十名もの幹部が前任者らから脈々と問題行為を引き継ぎ、程度の差こそあれ本件問題の一端を把握しながら是正することができなかった。森山氏の担当を辞めさせてほしいと願い出た者に対し、その上司が、堪えてほしいとして対応を続けさせるなど、あろうことか是正の芽を摘み取るような行為すら見受けられた。

この背景には、技術的に特殊であるという点、政治問題・社会問題になりやすいという点、また、その再稼働や安定稼働が関西電力の経営に絶大な影響を与えるという点においても、関西電力の中で特殊性を有する原子力事業本部において、その特殊性に起因して閉鎖的な村社会が形成され、正しい意見が実現しづらくなっていたことが見受けられる。現に、ある現役の経営幹部は、本件ヒアリングの中で、原子力事業本部の者の大半は、長年同部に所属し続けてきた者であり、他の部門との人事交流も乏しい旨を述べた。また、ある元経営幹部は、原子力事

業本部にはモンロー主義(孤立主義)的なところがあったとも指摘した。

そして、こうした組織の閉鎖性を許した関西電力のガバナンスも改善すべき であり、原子力事業本部に対する組織的なガバナンスが不十分だったことは否 めない。

このように、原子力事業本部の閉鎖性及びそれを許した同部に対するガバナンス不足も本件の原因というべきである。

#### 第2 本件問題発覚後の問題点に関する原因分析

本件問題の発生及びそれが長年是正されてこなかったことに関西電力のガバナンスの脆弱性があったことは**前記第1**でも触れたが、この脆弱なガバナンスは、本件金品受領問題発覚後の対応からも看取される。すなわち、関西電力は、2018年初頭の税務調査を契機として、本件金品受領問題を認識し、金沢国税局対応、本件社内調査を進め、本件金品受領問題をコンプライアンス上の問題はあるものの違法ではないと結論付け、取締役会にも報告せず、取締役会において対外的な公表の是非を議論することもしなかった。その過程で行われた本件社内調査では、本調査で明らかになったような1980年代の森山氏の助役退任直後からの金品受領、森山氏からの発注要求及びそれに応じる発注行為、事前に特定の案件の特定企業への発注あるいは特定企業への年度発注金額を森山氏と合意する行為等は顕出されず、結果として問題の矮小化につながった。

その後、関西電力は、本件金品受領問題発覚後である 2019 年 6 月、その問題を取締役でありながら放置して、自ら約 1 億 1000 万円相当の金品を受領した豊松氏を副社長待遇のエグゼクティブフェローとして多額の報酬で処遇し、約4000 万円相当の金品を受領していた森中氏、約 1 億 2000 万円相当の金品を受領していた鈴木氏をそれぞれ副社長原子力事業本部長、常務執行役員原子力事業本部副事業本部長として昇進させた。本件社内調査が不十分なものにとどまり、当委員会が明らかにした問題の全体像が捉えられなかったことにより、結果として、関西電力は、過去に生じた本件金品受領問題、本件事前発注約束等だけではなく、本件金品受領問題を把握した後の事後対応においても禍根を残すこととなり、今日の危機的な状況を招来させた。

こうした最悪の結果に至った過程には、①本件社内調査に、社内のコンプライアンス部門、コンプライアンス委員会に所属する外部の弁護士が関わってはいるものの、問題の中心ともいうべき原子力事業本部の役職員が調査を行う側として調査に深く関与したこと、②調査を受けた者の中には森山氏の強引な発注要求を受けてなされた発注等の本件問題の大要を把握していた者が複数いたにもかかわらず、本件社内調査でそれらを含めて詳らかに供述しなかったこと、③本件社内調査の対象が時間的範囲、人的範囲ともに狭く設定され、調査の実働に外部の弁護士等を起用しないなど、手法としても不十分なものに留まったこと、④本社に常勤する常任監査役に対する報告に半年以上も要したこと、⑤監査役(会)としても、取締役会に本件問題が付議されていない状況をそれが公表される2019年9月に至るまで1年弱にわたって是正してこなかったこと、⑥取締役会、社外取締役を含む個別の取締役への不報告、問題の非公表という極めて重要な事項について、会長の八木氏、社長の岩根氏が、監査役会の指摘等を受けるよ

りも前に、相談役の森氏と協議する形で 3 人のみの議論で実質的に判断してしまったこと、という数々の問題点が認められる。

その原因は、不正・不祥事を直視し是正をしていくべきガバナンス機構を構成 する機関、その所属員がその責任を全うせず、社会や顧客であるユーザーが本件 問題(あるいはこの問題を明るみに出さないこと)をどのように捉えるかという 視点を持てなかった、すなわち、ユーザー目線を全く無視し、透明性のあるプロ セスを経ることをせず、ガバナンスが全く機能しなかったことにある。関西電力 が本件社内調査の結果を非公表とし、また、取締役会にも報告をしなかった一連 の流れに関与していた者の間では、本件問題が世間に漏洩すれば、世論やマスメ ディアでは大きく取り上げられるだろうということが共通認識であったように 見受けられる。しかし、これらの者は、同時に、違法性の問題はなかったとの本 件社内調査の結果を前提にして、「違法ではなく実質的には大きな問題ではない にもかかわらず、世論やマスメディアに大きく取り上げられてしまう」ことを回 避したいとの考えを持つ者が多く、このような考え方からも、本件問題について ユーザーを含む一般社会やマスメディアが騒ぐことが不当ないし大仰だという 意識が見てとれるというべきである。こうした「違法か否か」のみに偏った考え 方自体、身内に甘い脆弱なガバナンス意識(あるいは、関西電力の中でしか通用 しない論理)によるものといわざるを得ない。

このガバナンスの脆弱性が、本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に通底していたものであり、今後全社を挙げて是正していくべき要点である。

# 第 3 関西電力にはびこる内向きの企業体質(ユーザー目線の欠落と透明性の 軽視)

前記第1及び第2で分析したような基本的なコンプライアンス意識の欠如、 経営陣の決断力不足、誤った「地元重視」の認識、原子力事業本部の閉鎖性、同 部に対するものを含めた脆弱なガバナンスという原因の根底にあるものは何で あろうか。

役職員 2 万人を超える巨大企業である関西電力の人員の中から選抜された数十名もの幹部が、以上のような基本的なコンプライアンスに違反する行為を行い、あるいは、そうした行為を知りながら、何十年もの間、誰も異を唱える勇気を持てず、さらに、経営陣の一部も、この問題を認識しながら、長年何らの対策も取らず、税務調査を契機として本件問題が発覚するまで漫然と放置し続けていたという責任感・決断力の欠如は深刻である。誤った「地元重視」が問題行為を正当化してきたことも同様である。

長年にわたり関西電力の役職員が、良識ある企業人であれば当然に断ち切ったであろう森山氏との関係を継続してきた背景には、**前記第5章**のとおり、関西電力の役職員において、森山氏との関係を断ち切ろうとした場合には、高浜発電所立地時代の関西電力の秘密が暴露される、これまで自身や、前任者・前々任者らが森山氏から金品を受領してきたことが露見し世間からバッシングを受けてしまい、そのレピュテーション低下により原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じてしまう、これまでの関西電力の前任者らの「努力」が水泡に帰してしまう、社内における自らの地位が危うくなってしまう、あたかも自身や家族に危害を加えるかのような森山氏の言動が現実化するおそれがある、などといったことが綯い交ぜになった漠然とした不安感・恐怖感が存在し、そのような不安感・恐怖感に、関係を断絶すべきという考えをもって打ち勝つことができなかったことがある。

このような要因がコンプライアンス遵守よりも優先された背景には、長年にわたって関西電力において醸成されてきた内向きの企業体質がある。より具体的には、関西電力においては、電力の安定供給の観点からも、経営の観点からも、原子力発電所の安定的な運営・稼働を重視する考えが強く、それがコンプライアンスを凌駕する至上命題となることがあり、また、上記のとおりの前任者らからの伝承や自らの保身が、ユーザーや株主を含めた関西電力の「外」の関係者からの期待よりも優先されてきた。本件を通じ、関西電力には自社の業務運営を滞りなく行うことこそが至上のものと捉える企業体質があるように見受けられ、そのためには、本件問題のように不適切、不正常であることが一目瞭然な森山氏との関係であっても、やむを得ないものとして継続する風潮があったものと考え

られる。そのため、本件問題について、組織として是正されることなく、むしろ 個々人において内々に対応し処理することが事実上の業務命令のようになって いたのである。

加えて、本件問題発覚後の事後的な対応において、本件問題ほどの重大な問題を公表せず、社外取締役を含む取締役会に報告すらしなかったことにも、社内の物差しを優先させ、社外の意見、ユーザーや社会一般の視点を軽視したことが表れている。

以上のとおり、当委員会は、コンプライアンスよりも事業活動が優先されてしまう、また、ユーザーや社会一般の視点が欠落してしまうという内向きの企業体質が、数々の原因に通底する根本的問題であったと結論付けた。

#### 第8章 再発防止策

本章では、本調査の結果、とりわけ**前記第7章**の原因分析を踏まえ、以下のと おり、再発防止策を提言する。

# 第1 ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成

前記第7章のとおり、関西電力の役職員には、基本的なコンプライアンス意識が欠落しており(同章第1、1)、それは内向きの企業体質という根本原因によりもたらされていると結論付けた(同章第3)。この企業体質の是正については後記第2で詳述するが、新生関西電力においては、二度と本件問題と同様のことを招来しないように全役職員が共通のコンプライアンス意識を持つ必要がある。

関西電力においては、これまでも「コンプライアンス・マニュアル」や「コンプライアンス推進規程」が設けられ、従業員に周知されてきた。それにもかかわらず、コンプライアンスよりも、原子力発電所の再稼働等の自社の業績や事業活動を優先させることが判明した以上、改めて、公益的な役割を担う企業である関西電力に求められるコンプライアンスを問い直す必要がある。

コンプライアンスには、単に法令を遵守するだけではなく、社会規範を遵守することも含まれる。しかし、社会規範は時としてあいまいでその外延を画することに困難を伴う。その一つの解決方法として、当委員会としては、新生関西電力におけるコンプライアンスにおいては「ユーザー目線」を重視することを望みたい。取引先関係者からの多額の金品の受領、不適切な発注行為等はいかなる視点からも許されないことは所与の前提として、これらの行為や関係性が電気料金を支払って電力を使用しているユーザーから見たときにどのように映るのか、理解を得られるのかという視座を持つ、すなわち、ユーザー目線で自らを律することにより、関西電力の役職員一人一人が、特定のルールや規律を思い起こすまでもなく、自律的に不適切な行為に及ばないように襟を正すことができるのではないだろうか。

関西電力は、長年、関西地域・嶺南地域を中心に安定的に電力を供給してきた。この電力供給は個人・団体を問わずあくまでユーザーのために行われてきたものであり、関西電力がユーザーから真に愛され、また役職員が誇りをもって働くことのできる企業であるためには、「ユーザー目線」でのコンプライアンス意識は不可欠のものと考えられる。

具体的には、こうした「ユーザー目線」を取り入れた新たな「コンプライアンス憲章」(名称は問わない。)を設けるべきである。そして、その内容をトップが

しっかりと誓約し、また、現場の末端に至るまで関西電力グループ全体に浸透させる施策を取る必要がある。新しいコンプライアンス憲章は、本報告書の内容を踏まえ、新生関西電力が、外部専門家の意見も聞きつつ、社内で熟慮の上、定めるべきものである。その際には、新生関西電力を担っていくべき若い世代の従業員を含めた多様な層の意見を聞き、守るべき者が自ら進んで守れるルールを考案すべきである。

そして、今回、地元重視、原子力発電所の維持運営という業務目標の下で、コンプライアンスが軽視されていたことを考えると、経営陣が、改めて業績ないし経営目標をコンプライアンスに優先させてはならないこと、コンプライアンス違反の手法で業務目的を達することは許されないことを明示的に述べ、上記の新しい憲章を関西電力グループ全社員に向けて発すべきである。

#### 第2 内向きの企業体質の是正(取締役会長に社外の者を)

前記第7章第3のとおり、当委員会は、関西電力の内向きの企業体質が本件問題を招来した根本的原因と結論付けた。何十年もの月日を経て形成されたこの内向きの企業体質を変えるためには、劇的な意識改革が必要である。

そのうえで、この企業体質の改善を可及的速やかに実効性をもって行うためには、ガバナンス体制を改革するべく、関西電力の色に染まっていない識見のある有識者を積極的に登用し、人材を多様化することが効果的と考えられる。外部からの人材登用は、幹部層、マネージャー層においても有効であるが、何より、本件問題のような企業の経営陣までもが長年にわたり関与した重大な問題を生み出した企業体質を改善するためには、経営陣に社外の人材を登用することが求められる。

そこで、当委員会としては、関西電力が行う事業の特殊性・専門性とのバランスを考え合わせ、執行部に対する独立性を確保する観点から代表権は有しない取締役会長に社外の識見ある経営者を招聘することがガバナンスの強化、企業体質の是正に有効であると考える。また、これは関西電力において会長が取締役会の議長を務めるという定款の定めを既に有していることを前提としており、社外取締役たる会長を取締役会の議長とすることにより、取締役会長に取締役会事務局に集約された社内の重要情報が集まり、外部の客観的な視点から取締役会を運営することが可能となり、経営陣から企業体質を改革していくことにも資すると考えられる。ここにおいては、コーポレートガバナンスコードでも重視されている取締役会の実効性を向上させるべく、実効性評価の趣旨を徹底・充実させるなど不断のチェックが行われるべきである。

こうした取締役会長は、社外者ではあるものの、関西電力内部に自ら深く手を 入れいち早く社内の事情を把握する必要があり、そのための時間と労力を割け る者とすべきである。これを受け入れる関西電力の側も、社外者である取締役会 長の意見を尊重し取り入れ、実際の経営に活かさなければならない。

そして、上記のとおり、内向きの企業体質の是正は、ガバナンスの強化とともに、いち早く、劇的な意識改革をもって行うべきであるが、ある程度改善が進んだ後に揺戻しや逆行が生じ得ることを覚悟しなければならない忍耐を要する課題でもある。当委員会としては、こうした改善活動の持続が、関西電力が公益的な役割を担う企業として、様々な制度改正による変容はありながらも、ユーザー、株主、地元住民等の全てのステークホルダーから理解を得て永続的に電力を安定的に供給するために必須のものであるとの考えから、取締役会長の社外者からの登用は一代限りのものとすることなく、当面の間、不変の施策とすることを望みたい。

当委員会としては、以上のような施策を断行することにより、社外の風を十分に反映したガバナンスが関西電力で達せられることを望みたい。

## 第3 地元を重視する施策についての透明性の向上

原子力発電所の設置・運営のためには、立地地域、すなわち地元の理解及び協力が不可欠である。しかしながら、前記第7章第1、3のとおり、地元を重視する施策に関するルールが十分でなく、また、その手続に透明性が欠如していたことが、森山氏からの強引な発注要求を許した側面がある。

そこで、当委員会としては、既に関西電力において地域共生活動に関し確立した実務や制度があることは理解しつつ、地元を重視するための活動全般についてのルールを、活動の透明性を向上することと本件事前発注約束等の許されざる行為を明示的に規定することを軸に再構成することを提言したい。地元への情報提供の在り方(取引先関係者・社外者から不当な要求をされた場合の対応を含む。)、発注の在り方及びそれらのモニタリングの在り方を定めることにより、本件事前発注約束等のようなことが二度と生じないような態勢を構築すべきである。そのモニタリングにおいては、その判定が内向きの独りよがりのものとなる危険性を払拭するために、外部専門家を含む諮問委員会を設置するなどの施策を講じることが有効と考える。

より長期的には、地元企業に発注することこそが地元重視であるという色濃く残る既存意識の改革が必要である。地元企業が受注することによりその周辺地域が活性化し、そこに住む人々の雇用が創出され、短期的にプラスの効果があることは確かであろう。しかし、逆に捉えれば、地元の企業は地元にあるというだけで他の企業に比べて優遇されるという関係になりかねず、競争や技術革新が本来あるべき程度よりも低くなるリスクをも内包するものである。したがって、むしろ、長期的に見れば、地元で育ち学ぶ次世代の技術者・管理者を育成し、将来的にはより技術的に高度な業務を提供する企業が地元で現れるような施策が有効であり、これにより規模が大きな業務、高い技術が求められる業務が地元企業に発注されるようになり、貢献の度合いも大きくなる。そのためには、例えば、地元の大学との産学連携の更なる増進、奨学金制度の強化等をしていくことが有用である。

こうしたことを含め、関西電力が、地元自治体、住民、商工業者らと対話をしていくことにより、30年先、40年先の地元を見据えた施策、ひいては、街づくりを考えていくことが、今後求められる地元重視の施策であると考える。

## 第4 取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定

前記第7章第1、1のとおり、関西電力の役職員において基本的なコンプライアンス意識が欠落しており、本件金品受領行為や本件事前発注約束等はそうした意識を持ち合わせれば防げたといえる。しかし、その実効性をより高めるためには、取引先関係者からの金品受領に関する明確なルールを設けることが有効である。明確なルールがあることによって、関西電力の役職員において、それを取引先にも示し、受領を拒否する根拠とすることができるという効果も期待できる。

関西電力においては、従前、取引先からの接待や金品受領に関するルールとしては、コンプライアンス・マニュアルに定められた「良識の範囲内にとどめます」といった抽象的な規定しか存在しなかったが、本件問題を受けて、**前記第4章 第1、1(1)**のとおり、2019 年 12 月 9 日付で「贈答および接待の取扱いに関する規程」、「贈答および接待の取扱いに関する規程」、「贈答および接待の取扱いに関する規程」『贈答および接待の取扱いに関する規程取扱通達』に関する Q&A 集」が策定され、新たなルールが整備された。これらの規程によれば、「贈答」は禁止、「接待」は一部例外を除いて原則禁止とされており、これ自体内容的に評価できるものである。

これらのルールについては、違反者を懲戒処分とするなど実効的に運用する必要があり、実態に合うように不断の見直しをする必要があろう。「業務関連性」、「接待」等の評価の分かれやすい文言が不適切行為の隠れ蓑とならないように実務的検討を積み重ね、より明確な基準を設けていくことも有効である。また、それらのルールについて、部門ごとに、それぞれの置かれた実情に応じて、具体的にどのようにして守るのかを議論することも重要である。さらには、本ルールの内容を社外者に公表する(違反者は処分されるという事実を含む。)ことにより、社外者にも実質的に本ルールの担い手になってもらうことも有用であろう。以上のとおり、取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定を提言したい。

## 第 5 悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制 の再構築

前記第7章のとおり、数十名の幹部が数十年にわたって本件金品受領行為や本件事前発注約束等に関与することを許してきた関西電力のガバナンス体制は、これを再構築する必要がある。

前記第 2 で述べた議長に会長たる社外取締役を迎えた取締役会を含め、以上のようなガバナンスの強化施策が有効に機能するためには、取締役会にしっかりと重要な情報が集約される必要がある。したがって、まず、第一に、本件問題ほどの重大な問題が取締役会に報告されなかったことを踏まえた直截な再発防止策として、取締役会への報告ルールを具体的かつ明確に定めるということが考えられる。現場から取締役会まで情報がしっかりと吸い上げられるためには、役職員一人一人が悪いニュースほど早く上司に報告するという意識を持ち合わせることが必要であり、違法行為のみならずコンプライアンス違反行為について、上司(あるいは、レポーティングライン上の上司とは別に、このようなコンプライアンス違反に関する報告を受け付ける特別の任務を命ぜられた者)に報告する義務を一人一人に明示的に課すことも有効である。とりわけ、今回複数の取締役及び執行役員が問題を認識しながらそれが取締役会で審議されなかったことを踏まえると、これらの職位の者もしかるべき報告義務を負うことが望ましく、報告先は社外取締役会長とすることが望ましい。

同時に、本件問題について、かなり多くの従業員が関与したにもかかわらず内 部通報制度が利用されることもなかった。この点に鑑みれば、内部通報制度の見 直しを行い、利用件数や通報内容、その後の処理等を分析し、その実効性向上の ための検証を行うべきである。利用者が、関西電力の内部通報制度を信頼し、不 利益処分等の懸念なく、安心して利用できるような制度構築を望みたい。

もちろん、以上のような情報の吸上げの強化・複線化も重要であるが、幹部が 積極的に現場に手を入れていく姿勢、すなわち、一人一人の経営幹部が発電所、 営業店等の現場を訪れ、様々な階層の従業員と接し、積極的に情報を得る活動が 重要である。

とりわけ**前記第7章第1、4**で指摘した原子力事業本部に対するガバナンスの 回復は喫緊の課題である。本件問題の中心になった、原子力事業本部に対する監 督体制はより強化すべきであり、会長となる社外取締役及び社長は、本社から離 れて立地する美浜の同部を定期的に視察し、常に現場を忘れない経営を期すべ きであるし、コンプライアンス部門・監査部門をして同事業部に対するモニタリ ング強化に努めなければならない。原子力事業本部内部でも、コンプライアンス を含む管理部門をつかさどる長を事業本部長に次ぐ程度の高位に置き、当該役 職者が、社外の取締役会長と太いパイプを持つ仕組みとすることにより実効性を高めるべきである。また、原子力事業本部において、閉鎖的な村社会が形成されることのないよう、他の部門との内部人事交流 (ローテーション) を活発化し、必要に応じて外部からの人材登用を行うことも良策である。こうした取組みによって、原子力事業本部が健全な相互牽制関係の働くガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になることを望みたい。

最後に、本件は、経営陣が問題の大半又は一部を知っていながら、あるいは、知り得る立場にありながら、長年にわたって是正されずガバナンスが全く機能しなかった事案であり、新生関西電力の経営陣においては、一人一人に、臭いものに絶対に蓋をせず透明性を重視し、不正・不祥事については積極的に俎上に載せ組織として議論・対応し、いかなる軋轢・不利益が社内外に生じようとも自社の業績や経営目標をコンプライアンスに優先させることを絶対にしないという強い覚悟が求められ、この覚悟は、今後関西電力がいかなるガバナンス体制を構築するにせよ、本件問題の再発防止のためには一時も欠かすことのできないものと考える。

地震、台風、豪雨に見舞われ、広域にわたる地域が真っ暗闇になったとき、我々は自分の生活の隅々まで電気に依存していることを思い知らされる。製造業、サービス業等あらゆる経済社会活動にとっても、電力は必要不可欠な基幹エネルギーである。発電、送配電、電力供給を業とする関西電力は、その意味で極めて公共性の高い企業であり、そのガバナンスもコンプライアンスも、その公共性に相応しい高度なものであることが要求される。少なくとも、関西電力の利用者であり、かつ電力料金の負担者である「お客様」、即ち公共的広がりをもったユーザーの期待を裏切ってはならない。ユーザーの目線を経営に反映させるためには、経営の透明性を大切にし、ユーザーの風を社内に取り入れる勇気が必要である。

本委員会の調査を終え、提言をした段階で、新生関西電力を担う皆さんに、老婆心ながら、何点か改めて申し上げたいことがある。

その 1 は、関西電力グループにとって、コンプライアンスとは何かということである。コンプライアンスとは一般に、法令及び社会規範の遵守と言われ、グローバルな投資判断において最も重要な指標の一つとされている。関西電力において、社会規範の中で、いかなる意味でも重視されるべきは、ユーザー目線である。自分が今行っている行為がユーザー目線から見られても恥ずかしくないか、それによって自律することがコンプライアンスの基礎になければならない。本件で、関西電力の原子力部門を中心として、30年間にわたり75名もの役職員が合計約3億6000万円もの金品を受領し、森山氏の要求に応じて発注情報を伝達し、発注約束をし、現に発注していたことは、返却の意思等の種々の弁解は可能としても、ユーザー目線で見れば容赦できない背信行為であり、深刻なコンプライアンス違反というしかない。

その2は、コンプライアンスを守ることと業務を遂行することが衝突している場合にどうするべきかということである。本件は、森山氏からの贈与を拒めば、その怒りを買い、高浜発電所3号機及び4号機増設時代の暗部を暴露され、あるいは何代にもわたって金品を贈与されてきたことを暴露され、関西電力のレピュテーションの根底が崩される。更に加えて、森山氏は、福井県客員人権研究員等を務めており、人権問題を契機として関西電力幹部に向けて「幹部人権研修」を組織し、当該研修に県副知事等を出席させるなど、県幹部とは緊密な関係にあり、これを動かして、原子力発電所を停止させるのではないかという恐怖感から、上記のように金品を受領していたという事案である。関西電力のような巨大企業が国際投資基準要素となっているコンプライアンスを守らないで、企業の永

続性を願うことは不可能である。コンプライアンスに反する道を選択できる余地はない。本件においても、仮にある幹部が金品受領を拒んだとき、本当に原子力発電所の運転は停止になったのか。森山氏は、元々高浜町の衰退を食い止めるために原子力発電所の増設を推進してきた人物であり、関西電力の工事においては、ゼネコンよりは地元企業あるいは地元の雇用を創出する企業を優先させるべきだという意志も強く、自分に依頼してきた企業に限るという自己中心的な面はあるものの、いくつかの企業と関西電力の間に立って、情報を収集し、受注を増大させていた状況にあった。その人物が原子力発電所を止め、依頼企業を裏切り、地元の衰退を招くだろうか。森山氏に対するおそれは幻想というべきではなかろうか。

その 3 は、コンプライアンスに反する行為の誘惑を受け、あるいはその行為をさせられたとき、どうするべきかということである。決して独りで抱え込んではならない。それが本件の重要な教訓である。自分一人で抱え、苦しくなったとき、先輩に悩みを打ち明けても、自分で抱え続けろという、この企業文化は、極端な内向き文化であり、30 年もの間代々苦しんできた淵源である。コンプライアンス違反の誘惑は、組織を蝕むガンであり、これを打ち明けることを恥と思ってはならない。むしろガンを最小限で食い止める勇気ある行動として、上司も組織も、良しとして受け入れるべきである。コンプライアンスに違反すると思いつつ、自分一人で受領した金品を保管している姿は孤独であるとともに、代々苦しんできた足枷でもある。

その 4 は、情報共有を有効に生かす道は何かということである。何のために 取締役会があるのか。何のために本部長や部長がいるのか、下から上がってきた 情報を自らのものとし、ガバナンスとして生かすことこそ、その務めである。30 年もの間、取締役会はもちろん、原子力事業本部においてすら論議の対象となら ず、ガバナンスの機能不全が続いたことは誠に遺憾である。提言の中で、社外の 風を取り込むように勧め、ガバナンスの中核として社外の取締役会長を求めた のは、このようなガバナンスの機能不全を二度と起こさない保障が必要である と考えたからにほかならない。

その5は、透明性の重要性を強調しておきたい。本件の源は、高浜発電所3号機及び4号機の増設を急ぐあまり、関西電力が行うべき地元との折衝を自社のガバナンスの範疇にない一個人に大きく委ねたことにある。確かに森山氏は、高浜町企画課長時代から、高浜発電所3号機及び4号機の増設なくして町の発展はないと考え、収入役、更に助役へと昇進し、町長であった浜田氏と協力し、町議会、地元住民、漁業関係者、県関係者等の同意を得るべきあらゆる関係当事者への強力な根回しを成功裡に進めた。例えば、増設に反対する一部漁業関係者と折衝し、関西電力から地域振興費9億円を引き出して浜田氏名義の口座に入金

させ、漁業関係者の同意を得て、これを町道舗装、漁港整備等の漁業振興対策等 として使用し、漁業関係者の反対を収めた。関西電力保管に係る森山氏の情報資 料には、地元と関西電力との、原子力発電所を巡るありとあらゆる問題、関西電 力への寄付金の要望や人の採用問題に始まり、原子力関係者の交通事故、作業中 の圧死事故、問題企業の工事参入申入れ、さらには定期検査中の原子力発電所の 運転再開問題まで、増設・運営にとって有利な解決をしていったと記されている。 ただし、フナクイムシ事件を例にとれば、実質は温排水による損害の補償である のに山林売買という形で解決するなど、巧妙な解決を図っているが、価格鑑定の 経緯も、県との交渉の経緯も不透明なままである。当時高浜発電所3号機及び4 号機の増設·運営に腐心していた芦原会長·内藤副社長体制にとって、これほど 頼りがいのある人物はいなかったと思われる。上記の地元対策には関西電力の 資金を必要としたに違いないが、経営トップの意向を受けて、森山氏が資金の流 れを含め多種多様な地元対策を行っていた可能性は否定できない。歴代経営幹 部も当時こうした陰の動きがあったであろうことは否定しておらず、ある経営 トップ経験者は「当時の地元対策には領収書のいらない金も使われていた。」と 述べている。こうして関西電力は、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の増設に抜群 の功績があり、増設・運営に伴う闇の部分にも関与し、世に知られたくない関西 電力の秘密をも握ったモンスターと言われるような人物を作り出してしまった のである。内藤副社長が解任され、森山氏を統御する役職員がいなくなると、そ の不透明のつけを30年間払わされたということであろうか。内向きの企業体質 は、透明性を二の次三の次に考える。今回金沢国税局の調査が入った後において も、本件は取締役会でも論議されず、監査役会も取締役会に報告せず、世に公表 する道も取らなかった。そのつけも決して軽くはなかったことを肝に銘じるべ きである。

最後に、数十年先を見据えた街づくりが、地方自治体、住民団体、漁業関係者、 商工団体等の多様な組織と関西電力の透明性のある話合いの中でプランニング されることを期待しながら報告を終えることといたしたい。

以上

## 別紙 1-1-4-4:本件書面調査

質問事項
1(1) あなたは、①森山栄治元高浜町助役又は②同氏と関連を有するとみられる企業 (吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、X1 社の5社)の役職員から、金品(現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。)を受領したことがありますか。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。 □ ある(→1(2)へ) □ ない(→1(2)で「本問の回答対象外である」にチェック)  (2) 上記1(1)の回答が「ある」の場合、あなたは、1回あたり1万円相当額以上の金
(2) 工品 1(1)の固合が「める」の場合、めなたは、1 回めたサイカ 1 相当観め上の 3 品 (現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。) を受領し たことがありますか。 □ ある (→1(3)へ)
<ul><li>□ ない (→1(3)①~⑤の各欄に「なし」と記載してください)</li><li>□ 本問の回答対象外である (→1(3)①~⑤の各欄に「なし」と記載してください)</li></ul>
(3) 上記 1(2)の回答が「ある」の場合、①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名、②時期(複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。)、③受領した物の内容、④受領した理由(御中元、御歳暮、昇進祝い等)等について詳細に記載して下さい。
①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名
②時期(複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。)
③受領した物の内容
④受領した理由
⑤その他
<ul> <li>(4) 上記 1(2)の回答が「ない」の場合、あなたが1万円相当額未満の金品を受領した理由を記載してください。</li> <li>□ 御中元・御歳暮</li> <li>□ 昇進祝い</li> <li>□ その他(以下に内容を記載してください)</li> </ul>
□ その他(以下に内容を記載してください。) □ 本問の回答対象外である (本問の回答対象外である (1 (1) で「ない」と回答した方、1(2)で「ある」と回答した方)

2(1) あなたは、(あなた以外の) 関西電力又はグループ会社の役職員が、上記 1(1)記載の①森山氏又は②同氏と関連を有するとみられる 5 社 (吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、X1 社) の役職員から、1回あたり 1 万円相当額以上の金品 (現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。) を受領した事実を、本件が公表された 2019 年 9 月 27日よりも前に見たり聞いたりしたことがありますか。受領の方法 (手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等) は問いません。 □ ある (→2(2)へ) □ ない (→2(2)①~⑥までの各欄に「なし」と記載してください)	
(2) 上記 2(1)の回答が「ある」の場合、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した役職員名(所属部署を含みます。)、③時期(複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。)、④受領した物の内容、⑤受領した理由(御中元、御歳暮、昇進祝い等)等について、知っている範囲で可能な限り詳細に記載して下さい。	
①金品を交付した者の氏名又は社名	
②金品を受領した役職員名(所属部署を含みます。)	
③時期(複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。)	
④受領した物の内容	
⑤受領した理由	
⑥その他	

# 

3(1) あなたは、森山氏又は上記 1(1)記載の 5 社(吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、X1 社) <b>以外の</b> 取引先その他社外関係者から、金品(現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。) を受領したことがありますか。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等) は問いません。  □ ある(→3(2)へ) □ ない(→3(2)で「本問の回答対象外である」にチェック)
(2) 上記 3(1)の回答が「ある」の場合、1 回あたり 1 万円相当額以上の金品(現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。)を受領したことがありますか。 □ ある (→3(3)へ) □ ない (→3(3)①~⑤までの各欄に「なし」と記載してください) □ 本問の回答対象外である (→3(3)①~⑤までの各欄に「なし」と記載してください)
(3) 上記 3(2)の回答が「ある」の場合、①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名、②時期(複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。)、③受領した物の内容、④受領した理由(御中元、御歳暮、昇進祝い等)等について詳細に記載して下さい。
①あなたに金品を交付した者の氏名又は社名
②時期(複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。)
③受領した物の内容
④受領した理由
⑤その他
(4) 上記 3(2)の回答が「ない」の場合、あなたが1万円相当額未満の金品を受領した理由を記載してください。  □ 御中元・御歳暮  □ 昇進祝い
□ その他(以下の空欄に内容を記載してください。)
□ 本問の回答対象外である((3(1)で「ない」と回答した方、3(2)で「あ ス」と回答した方)

4(1) あなたは、(あなた以外の) 関西電力又はそのグループ会社の役職員が、森山氏
又は上記 1(1)記載の 5 社(吉田開発株式会社、株式会社塩浜工業、柳田産業株式会
社、株式会社オーイング、X1 社) <b>以外の</b> 取引先その他社外関係者から、1 回あた
り1万円相当額以上の金品(現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物
品を含みます。)を受領したのを見たこと(聞いたこと)がありますか。受領の方
法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
□ ある (→4(2)へ)
□ ない (→4(2)①~⑥までの各欄に「なし」と記載してください)
(2) 上記 4(1)の回答が「ある」の場合、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金
品を受領した役職員名(所属部署を含みます。)、③時期(複数回にわたる場合は
時期も複数記載して下さい。)、④受領した物の内容、⑤受領した理由(御中元、
御歳暮、昇進祝い等)等について、知っている範囲で可能な限り詳細に記載して
下さい。
①金品を交付した者の氏名又は社名
②金品を受領した役職員名(所属部署を含みます。)
②並叩を支順した役職員力(別属即者を占めより。) 
   ③時期(複数回にわたる場合は時期も複数記載して下さい。)
④受領した物の内容
⑤受領した理由
⑥その他
L

各位

2019年10月29日

関西電力株式会社第三者委員会

#### ホットラインの設置について

このたび、関西電力株式会社(以下「関西電力」といいます。)は、2019年10月9日付「第三者委員会の設置について」のとおり、関西電力の役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題(以下「本件問題」といいます。)について調査(以下「本件調査」といいます。)を行うため、社外の弁護士から構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。

これを受けて、第三者委員会は本件調査を実施していますが、その一環として、関西電力の役員・従業員を対象とするホットラインを設置することといたしました。

つきましては、以下の「1.ホットラインの対象」に該当する情報をお持ちの方は、「2.ご利用方法」をお読みになったうえで、「3.ご利用窓口」に記載の宛先まで、 ご連絡ください。

## 1. ホットラインの対象

- ①ご自身が、(A) 森山栄治元高浜町助役(以下「森山氏」といいます。)、(B) 吉田開発株式会社、又は(C) 吉田開発株式会社以外の森山氏と関連を有するとみられる企業(※)(以下、(B)(C)を総称して「森山氏関連企業」といいます。)から、金品(現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。以下同じ。) を受領した事実。金額の多寡や受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
  - (※) 森山氏が、過去に役員や従業員であった企業、その他経営に実質的な影響力を有していたとみられる企業をいいます。
- ②関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業から、 1回あたり1万円相当額以上の金品を受領したのを見た(聞いた)事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ③ご自身が、森山氏又は森山氏関連企業<u>以外の</u>取引先その他の社外関係者から、<u>1回</u> あたり1万円相当額以上</u>の金品を受領した事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座 振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ④関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業<u>以外</u> <u>の</u>取引先その他の社外関係者から、<u>1回あたり1万円相当額以上</u>の金品を受領した のを<u>見た(聞いた)事実</u>。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介し た場合等)は問いません。
- ⑤その他、森山氏を中心とする本件問題に関する調査に役立つとお考えになった情報。

#### 2. ご利用方法

- ・お寄せいただいた情報を具体的に把握するため、<u>原則として、①記名式で、②また 第三者委員会から連絡可能な携帯電話番号又は電子メールアドレスをご連絡くだ さい。匿名での利用も可能としますが</u>、第三者委員会は、調査に当たり、利用者が 特定されないように最大限配慮します。
- ・十分な調査を実施するため、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した役員・従業員名(所属部署を含みます。)、③時期(複数回にわたる場合はそれぞれの時期)、④受領した物の内容、⑤受領した理由等について、可能な限り具体的な情報をお寄せください。
- ・関西電力は、このホットラインを利用したことや、その後の第三者委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わないことを約束しています。
- ・なお、お寄せいただいた情報は、第三者委員会の調査に必要な目的でのみ使用され、 また、適正な調査を行う目的のために必要な範囲で関西電力に開示されることがあります。したがいまして、利用者の氏名・所属等を関西電力に開示されないことを 希望される場合は開示しない扱いとし秘匿させていただきますので、ご利用の際に その旨をご記載又はおっしゃってください。

#### 3. ご利用窓口

・2019年11月13日までに、以下のいずれかの方法により、ご連絡ください。 いずれの手段をご利用いただく場合も、**第三者委員会の委員補佐(社外の弁護士)** が直接内容を確認いたします。

#### 電子メールによるご利用

専用アドレス: <u>●@</u>●.com

#### 電話によるご利用

専用電話番号:090-●●●-●●●

#### 郵送によるご利用

**〒●●●-●●●** 

関西電力株式会社第三者委員会宛

以上

## 別紙 1-1-4-5②: ホットライン (関西電力の元役職員)

各位

2019年11月25日

関西電力株式会社第三者委員会

#### 関西電力退職者向けホットラインの設置について

このたび、関西電力株式会社(以下「関西電力」といいます。)は、2019年10月9日付「第三者委員会の設置について」のとおり、関西電力の役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題(以下「本件問題」といいます。)について調査(以下「本件調査」といいます。)を行うため、社外の弁護士から構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。

これを受けて、第三者委員会は本件調査を実施していますが、その一環として、関西電力の元役員・従業員の方にもご協力をいただきたく存じ、元役員・従業員の方を対象とするホットラインを設置することといたしました。

つきましては、以下の「1.ホットラインの対象」に該当する情報をお持ちの方は、「2.ご利用方法」をお読みになったうえで、「3.ご利用窓口」に記載の宛先まで、 ご連絡いただきたく存じます。

## 1. ホットラインの対象

- ①ご自身が、(A) 森山栄治元高浜町助役(以下「森山氏」といいます。)、(B) 吉田開発株式会社、又は(C) 吉田開発株式会社以外の森山氏と関連を有するとみられる企業(※)(以下、(B)(C)を総称して「森山氏関連企業」といいます。)から、金品(現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。以下同じ。) を受領した事実。金額の多寡や受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
  - (※) 森山氏が、過去に役員や従業員であった企業、その他経営に実質的な影響力を 有していたとみられる企業をいいます。
- ②関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業から、 1回あたり1万円相当額以上の金品を受領したのを見た(聞いた)事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ③ご自身が、森山氏又は森山氏関連企業<u>以外の</u>取引先その他の社外関係者から、<u>1回</u> <u>あたり5万円相当額以上</u>の金品を受領した事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座 振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ④関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業<u>以外</u> の取引先その他の社外関係者から、1回あたり5万円相当額以上の金品を受領したのを見た(聞いた)事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ⑤その他、森山氏を中心とする本件問題に関する調査に役立つとお考えになった情報。

#### 2. ご利用方法

- ・お寄せいただいた情報を具体的に把握するため、<u>原則として、①記名式で、②また</u> 第三者委員会から連絡可能な電話番号又は電子メールアドレスをご連絡ください。 匿名での利用も可能としますが、第三者委員会は、調査に当たり、利用者が特定されないように最大限配慮します。
- ・十分な調査を実施するため、<u>①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した者の氏名(当時の所属部署を含みます。)、③時期(複数回にわたる場合はそれぞれの時期)、④受領した物の内容、⑤受領した理由等について、可能な限り具体的な情報をお寄せください。</u>
- ・なお、お寄せいただいた情報は、第三者委員会の調査に必要な目的でのみ使用され、 また、適正な調査を行う目的のために必要な範囲で関西電力に開示されることがあります。したがいまして、利用者の氏名・所属等を関西電力に開示されないことを 希望される場合は開示しない扱いとし秘匿させていただきますので、ご利用の際に その旨をご記載又はおっしゃってください。

#### 3. ご利用窓口

・2019年12月13日までに、以下のいずれかの方法により、ご連絡ください。 いずれの手段をご利用いただく場合も、**第三者委員会の委員補佐(社外の弁護士)** が直接内容を確認いたします。

## 電子メールによるご利用

専用アドレス: <u>●@●.com</u>

#### 電話によるご利用

専用電話番号:070-●●●-●●●

#### 郵送によるご利用

**〒●●●-●●●** 

関西電力株式会社第三者委員会宛

以上

各位

2019年11月15日

関西電力株式会社第三者委員会

## グループホットラインの設置について

このたび、関西電力株式会社(以下「関西電力」といいます。)は、2019年10月9日付「第三者委員会の設置について」のとおり、関西電力の役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題(以下「本件問題」といいます。)について調査(以下「本件調査」といいます。)を行うため、社外の弁護士から構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。

これを受けて、第三者委員会は本件調査を実施していますが、その一環として、関西電力のグループ会社の役員・従業員を対象とするホットラインを設置することといたしました。

つきましては、以下の「1.ホットラインの対象」に該当する情報をお持ちの方は、「2.ご利用方法」をお読みになったうえで、「3.ご利用窓口」に記載の宛先まで、 ご連絡ください。

#### 1. ホットラインの対象

- ①ご自身が、(A) 森山栄治元高浜町助役(以下「森山氏」といいます。)、(B) 吉田開発株式会社、又は(C) 吉田開発株式会社以外の森山氏と関連を有するとみられる企業(※)(以下、(B)(C)を総称して「森山氏関連企業」といいます。)から、金品(現金に限らず、商品券、金貨、スーツ仕立券等の物品を含みます。また、御中元、御歳暮、昇進祝い等の名目を問いません。以下同じ。) を受領した事実。金額の多寡や受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
  - (※) 森山氏が、過去に役員や従業員であった企業、その他経営に実質的な影響力を 有していたとみられる企業をいいます。
- ②関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業から、 1回あたり1万円相当額以上の金品を受領したのを見た(聞いた)事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ③ご自身が、森山氏又は森山氏関連企業<u>以外の</u>取引先その他の社外関係者から、<u>1回</u> <u>あたり1万円相当額以上</u>の金品を受領した事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座 振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ④関西電力又はそのグループ会社の役員・従業員が、森山氏又は森山氏関連企業<u>以外</u> の取引先その他の社外関係者から、1回あたり1万円相当額以上の金品を受領したのを見た(聞いた)事実。受領の方法(手渡し、郵送、口座振込み、第三者を介した場合等)は問いません。
- ⑤その他、森山氏を中心とする本件問題に関する調査に役立つとお考えになった情報。

#### 2. ご利用方法

- ・お寄せいただいた情報を具体的に把握するため、<u>原則として、①記名式で、②また</u> 第三者委員会から連絡可能な携帯電話番号又は電子メールアドレスをご連絡くだ さい。<u>匿名での利用も可能としますが</u>、第三者委員会は、調査に当たり、利用者が 特定されないように最大限配慮します。
- ・十分な調査を実施するため、①金品を交付した者の氏名又は社名、②金品を受領した役員・従業員名(所属会社・所属部署を含みます。)、③時期(複数回にわたる場合はそれぞれの時期)、④受領した物の内容、⑤受領した理由等について、可能な限り具体的な情報をお寄せください。
- ・関西電力及びそのグループ会社は、このホットラインを利用したことや、その後の 第三者委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不 利益な取り扱いも行わないことを約束しています。
- ・なお、お寄せいただいた情報は、第三者委員会の調査に必要な目的でのみ使用され、 また、適正な調査を行う目的のために必要な範囲で関西電力及びそのグループ会社 に開示されることがあります。したがいまして、<u>利用者の氏名・所属等を関西電力</u> 及びそのグループ会社に開示されないことを希望される場合は開示しない扱いと し秘匿させていただきますので、ご利用の際にその旨をご記載又はおっしゃってく ださい。

## 3. ご利用窓口

・2019 年 12 月 10 日までに、以下のいずれかの方法により、ご連絡ください。 いずれの手段をご利用いただく場合も、<u>第三者委員会の委員補佐(社外の弁護士)</u> が直接内容を確認いたします。

#### 電子メールによるご利用

専用アドレス: <u>●@●.com</u>

## 電話によるご利用

専用電話番号:090-●●●-●●●

#### 郵送によるご利用

**〒●●●-●●●** 

関西電力株式会社第三者委員会宛

以上

## 別紙 2-2-2-1: 高浜町及び福井県の歳入状況、電源三法交付金の交付実績及び歳 入に占める電源三法交付金の割合

## 1 高浜町及び福井県の歳入状況(年度別・決算ベース)

(単位:千円)

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006年度
高浜町	10,946,545	10,777,050	8,651,693	8,290,932	9,863,551
福井県	531,059,485	516,119,938	505,955,118	492,422,494	476,805,551

	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010年度	2011 年度
高浜町	7,124,114	7,274,592	7,855,708	8,167,269	8,833,751
福井県	464,342,941	464,298,423	506,185,431	504,266,853	490,085,870

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015年度	2016年度
高浜町	8,131,021	9,190,610	9,948,298	11,652,271	14,998,744
福井県	454,572,261	469,734,119	453,743,844	458,480,168	450,596,001

	2017 年度
高浜町	12,581,844
福井県	461,396,606

(総務省ホームページ」に基づき作成)

## 2 高浜町及び福井県に対する電源三法交付金の交付実績

(単位:千円)

	1974~ 2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005年度
高浜町	13,770,590	914,237	1,357,997	1,461,228	1,556,034
福井県	96,066,928	7,382,465	8,384,746	8,478,840	9,143,867

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010年度
高浜町	1,746,470	1,735,180	1,726,316	1,710,342	1,863,051
福井県	9,616,935	11,353,253	11,096,996	10,301,805	9,069,709

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015年度
高浜町	2,542,621	2,528,356	2,211,001	2,855,054	2,913,019
福井県	9,730,034	10,492,256	12,791,427	19,751,485	19,002,109

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 福井県につき https://www.soumu.go.jp/iken/kessan\_jokyo\_1.html(2020 年 3 月 10 日閲覧)、高浜町につき https://www.soumu.go.jp/iken/kessan\_jokyo 2.html(2020 年 3 月 10 日閲覧)

	2016年度	2017年度
高浜町	1,994,958	3,037,163
福井県	16,769,140	15,872,327

(福井県ホームページ2に基づき作成)

## 3 高浜町及び福井県の歳入に占める電源三法交付金の割合

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005年度	2006年度
高浜町	8.4%	12.6%	16.9%	18.8%	17.7%
福井県	1.4%	1.6%	1.7%	1.9%	2.0%

	2007年度	2008年度	2009 年度	2010年度	2011 年度
高浜町	24.4%	23.7%	21.8%	22.8%	28.8%
福井県	2.4%	2.4%	2.0%	1.8%	2.0%

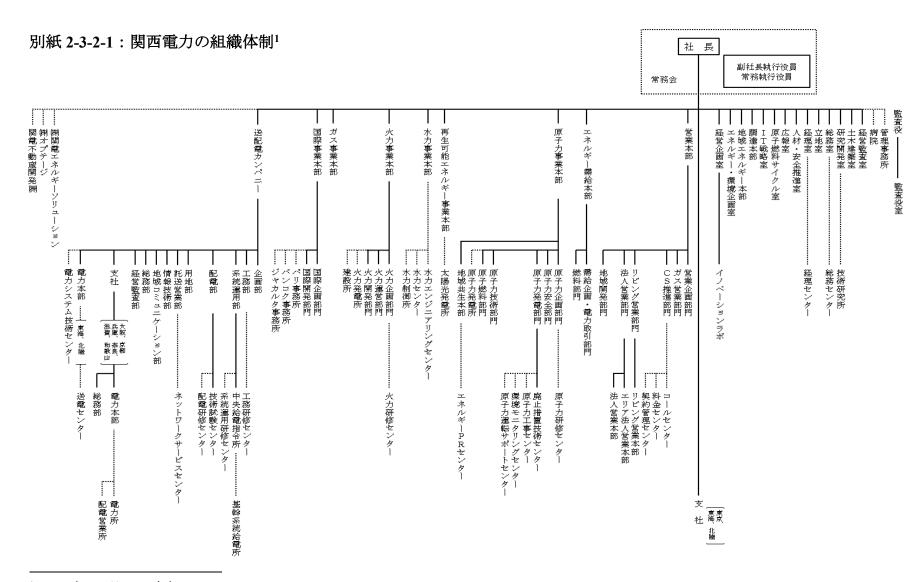
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015年度	2016年度
高浜町	31.1%	24.1%	28.7%	25.0%	13.3%
福井県	2.3%	2.7%	4.4%	4.1%	3.7%

	2017 年度
高浜町	24.1%
福井県	3.4%

(前記1及び前記2の表に基づき作成)

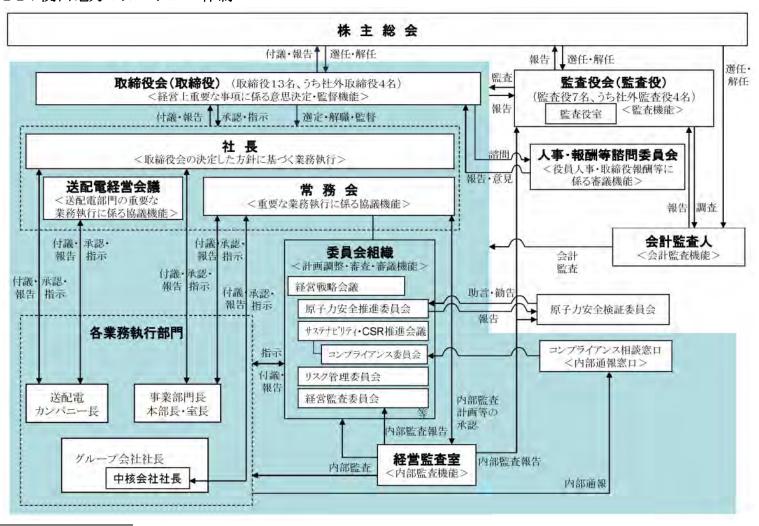
-

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/kofukin\_d/fil/004.pdf(2020 年 3 月 10 日閲覧)



<sup>1 2019</sup>年10月9日時点。

別紙 2-3-2-2: 関西電力のガバナンス体制1



<sup>1</sup> 関西電力第95期有価証券報告書・34頁の図による。

## 別紙 2-3-2-3: 関西電力の機関・業務執行機関

## 1 機関

関西電力には、主に以下の各機関が設置されている。

機関	概要
	1 構成員 ・全取締役(取締役会規則第2条第1項)。 ・監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を 述べなければならない。
取締役会	<ul> <li>2 職責及び機能</li> <li>・重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督(取締役会規則第1条)。</li> <li>・定例取締役会は、毎月1回開催(取締役会規則第3条第1項)。</li> <li>・取締役会決議事項及び報告事項(取締役会規則第8条)は、別紙2-3-2-3-1を参照。</li> </ul>
常務会	<ul> <li>1 構成員</li> <li>・会長、社長、副社長執行役員、常務執行役員(常務会規程第3条)。</li> <li>・監査役は必要に応じて常務会に出席し、意見を述べることができる(常務会規程第9条第3項)。</li> <li>2 職責及び機能</li> <li>・取締役会の決定した基本方針に基づいて、グループ全般の重要な業務執行方針及び計画並びに業務執行に関し審議するとともに、必要な報告を受ける(常務会規程第2条)。付議された審議事項は、常務会での議を経て社長が決定する(常務会規程第10条第1項)。</li> <li>・原則として毎週1回開催(常務会規程第4条)。</li> <li>・常務会付議事項は、次のとおりである(常務会規程第6条)。審議事項:         <ul> <li>①経営全般に関する重要事項</li> <li>②業務執行上の重要な方針・計画</li> <li>③重要な業務執行に関する事項</li> <li>④取締役会に付議する事項のうち審議を要するもの⑤その他審議を要する重要事項報告事項:</li> <li>①経営全般に関する重要な情報</li> <li>②重要な業務執行の経過及び結果</li> <li>③その他常務会が必要と認めた事項</li> </ul> </li> </ul>
	・常務会議案は、事業本部長、カンパニー長、本部長、室長、中核 会社社長が付議する(常務会規程第8条)。

機関	概要
1700 [75]	1 構成員
	・全監査役(監査役会規則第2条第1項)。
監査役会	2 職責及び機能 ・監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、各監査役の権限行使を妨げることはできない(監査役会規則第3条)。 ・①監査報告の作成、②常勤の監査役の選定及び解職、③監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定(監査役会規則第4条)。 ・定例監査役会は、毎月1回開催(監査役会規則第8条)。 ・監査役会は、監査役会に代表取締役等の出席を求め、監査の実施状況及び結果について説明し、監査上の重要な課題等について意見を交換するほか、必要に応じて代表取締役等から会社が対処すべき課題等について説明を受け、意見を交換するなど、代表取締役等との相互認識を深めるよう努める(監査役会規則第13条)。
経営監査室 (内部監査機能)	職責及び機能 ・関西電力グループの業務執行機関から独立した立場で、業務の実施状況について業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守等の観点からの点検・評価・助言・勧告(経営監査規程第2条第1号)。 ・経営監査年度計画案の策定、経営監査実施計画の作成、経営監査実施計画に基づく経営監査の実施、経営監査結果の報告(経営監査規程第6条~第10条)。
人事・報酬等 諮問委員会	1 構成員 ・社外委員(社外取締役)、社内委員(社長及び社長から指名された取締役)(人事・報酬等諮問委員会規程第2条第2項)。 ・社外監査役はオブザーバーとして出席することができる(人事・報酬等諮問委員会規程第8条第1項)。  2 職責及び機能 ・役員人事、取締役報酬に関し審議し、取締役会への報告。 ・上記について取締役会への意見(人事・報酬等諮問委員会規程第4条、第5条)。
送配電経営会議 <sup>1</sup>	1 構成員 ・社長、副社長執行役員、常務執行役員(小売・発電部門の役員を除く。)(送配電経営会議規程第3条)。 2 職責及び機能 ・送配電部門の中立性確保に的確に対応しつつ、取締役会の決定した基本方針に基づいて、送配電事業に関する業務執行方針及び計画並びに重要な執行に関する審議(送配電経営会議規程第2条)。 ・送配電事業に関する業務執行方針及び計画並びに重要な執行に関し報告を受ける(送配電経営会議規程第2条)。

<sup>1 2018</sup> 年 6 月の組織改正により、電力流通経営会議が送配電経営会議に改められた。

関西電力には、取締役会及び常務会の意思決定や各機関の業務執行を支援するために委員会組織が設置されている。委員会の主たる機能は、「計画調整」・「審査」・「審議」である。関西電力に設置された委員会の概要は、以下のとおりである。

	1 構成員 ・社長、副社長執行役員、常務執行役員のうちから社長の任命する者及 びその他社長の任命する者(経営戦略会議規程第3条)。			
経営戦略会議	2 職責及び機能 ・①中長期計画及び各事業部門、中核会社の事業計画、業績評価に関する審議、調整(送配電経営会議所管事項を除く。)、②部門横断的な重要事項及び各部門、中核会社の重要案件のうち、グループ全体への影響が大きい事項に関する審議、調整(送配電経営会議所管事項を除く。)、③重要な資源配分に関する審議、調整、④グループ事業及び海外事業に関する方針、戦略の審議、調整、⑤強固な経営基盤の構築・維持に向けた総合的方策の審議、調整、⑥抜本的な業務プロセス改革の推進(経営戦略会議規程第2条)。			
原子力安全 推進委員会	1 構成員 ・社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副事業本部長、担任、副本部長及び室長(原子力安全推進委員会規程第3条)。 2 職責及び機能 ・①美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施状況の確認・支援、②原子力の安全文化醸成活動に関する総合調整及び確認・支援、③原子力発電の自主的・継続的な安全への取り組みに関する総合調整及び確認・支援、④原子力安全検証委員会の助言・勧告に対する処置及び同			
サステナビリ ティ・CSR 推進会議	委員会への報告(原子力安全推進委員会規程第2条)。  1 構成員 ・社長、社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副事業本部長、担任、副本部長及び室長(サステナビリティ・CSR 推進会議規程第3条)。 ・必要があるときは、社長が委嘱した学識経験者等(サステナビリティ・CSR 推進会議規程第3条第3項)。  2 職責及び機能 ・①グループ全体の CSR 推進に関する総合的方策の策定並びに具体的方策の総合調整及び実施の促進、②グループが社会の持続的な発展に貢献するための総合的方策の策定並びに具体的方策の総合調整及び実施の促進(サステナビリティ・CSR 推進会議規程第2条)。			

_	,
コンプライア ンス委員会	<ul> <li>1 構成員</li> <li>・社長、社長から任命された副社長、常務執行役員、事業本部長、カンパニー長、本部長、副事業本部長、副本部長及び室長(コンプライアンス推進規程第3条第2項〜第4項)。</li> <li>・関西電力労働組合本部執行委員長(コンプライアンス推進規程第3条第4項)。</li> <li>・社長から委嘱された学識経験者等(コンプライアンス推進規程第3条第5項)。</li> </ul>
	2 職責及び機能 ・①グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定、②グループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整及び実施の促進、③その他コンプライアンスに関する事項(コンプライアンス推進規程第2条)。
リスク管理 委員会	1 構成員 ・社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副事業本部長、担任、副本部長及び室長(リスク管理委員会規程第3条)。 2 職責及び機能 ・①リスク管理状況の把握・評価、②リスク管理の仕組み、体制の評価及び改善指示(リスク管理委員会規程第2条)。
経営監査委員会	1 構成員 ・社長から任命された副社長執行役員、常務執行役員、副本部長(営業本部副本部長を除く。)及び室長(経営監査委員会規程第3条)。 ・学識経験者等(経営監査委員会規程第3条第4項)。  2 職責及び機能 ・内部監査計画の策定及び内部監査の結果に関する審議(経営監査委員会規程第2条第1項)。 ・社会的に影響の大きい、又は影響が懸念される品質・安全上の問題発生時に、経営監査委員会の下に適切な初動対応について協議、助言を行うアドバイザリーボードの設置(経営監査委員会規程第8条)。
原子力安全検証委員会	1 構成員 ・社長から任命された副社長執行役員及び常務執行役員(原子力安全検証委員会規程第3条第3項)。 ・委嘱された学識経験者等(原子力安全検証委員会規程第3条第4項)。 2 職責及び機能 ・①美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施状況の監視・評価、②上記①の監視・評価を踏まえた原子力安全推進委員会等に対する助言・勧告、③原子力の安全文化醸成活動に関する助言等、④原子力発電の自主的・継続的な安全への取組みに関する助言等(原子力安全検証委員会規程第2条)。

## 2 業務執行機関

関西電力には、主に以下の各業務執行機関が設置されている。

## (1) 本店の業務執行機関

本店には、業務執行機関として、事業本部、カンパニー、本部及び室が設置されており、各機関の概要は、以下のとおりである。

業務執行 機関	概要(職制規程第3条)	該当する部門等 (職制規程第2条)
事業本部	事業環境を踏まえた方針・計画を策定する とともに、自己完結的かつ効率的な業務運 営により事業を推進し、品質向上、収益の 最大化等を通じ、関西電力グループの持続 的成長に貢献する。	営業本部 エネルギー需給本部 原子力事業本部 再生可能エネルギー事業本部 水力事業本部 火力事業本部 ガス事業本部、国際事業本部
カンパニー	独立した会社に準じた経営単位として、高い自律性を発揮しつつ、事業環境を踏まえた方針・計画を策定するとともに、自己完結的かつ効率的な業務運営により事業を推進し、品質向上、収益の最大化等を通じ、関西電力グループの持続的成長に貢献する。	送配電カンパニー
本部	室に相当する組織のうち、経営上の特定重要戦略を有する組織であり、全社横断的な統括機能を発揮し、経営課題の達成を牽引する。	地域エネルギー本部調達本部
室	関西電力グループの経営サポートや戦略・ 資源配分機能を担うとともに、事業活動を 側面支援し、全体最適を実現する。	経営企画室 エネルギー・環境企画室 IT 戦略室 原子燃料サイクル室 広報室・人財・安全推進室 広報室・人財・安全推進室 立地室 総務室 研究開発室 土木建築室 経営監査室

## (2) 地域統括機関・グループ

関西電力は、地域統括機関として、支社、営業本部に所属するリビング営業本部及び法人営業本部並びに送配電カンパニーに所属する電力本部を設置している。

支社は、各地域における対外対応拠点として、関西電力の事業への理解獲得に

つながる地域対応の推進や地域統括機関等の活動支援、非常災害時の統括を担っている(職制規程第3条)。東海、北陸、東京の各支社は本店に所属しており、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各支社は送配電カンパニーに所属している(職制規程第2条)。

また、関西電力は、本店及び上記地域統括機関に個別の所管業務を担当するグループ等を設置している。

#### 別紙 2-3-2-3-1:取締役会決議事項及び報告事項

#### 第1 取締役会決議事項

- 1. 決定決議事項
  - (1) 自己株式の処分及び消却
  - (2) 子会社の有する自己の株式の取得
  - (3) 株式の分割
  - (4) 単元株式数の減少又は廃止
  - (5) 株主総会の招集に関する事項
  - (6) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (7) 多額の借財
  - (8) 重要な使用人の選任及び解任
  - (9) 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (10)代表取締役の選定
  - (11)業務の適正を確保するための体制の整備
  - (12)競業取引、自己取引等の承認
  - (13)新株及び新株予約権の発行
  - (14)計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
  - (15)連結計算書類の承認
  - (16)中間配当に関する事項
  - (17)社債の募集
  - (18)その他法定決議事項
- 2. 定款の規定による決議事項
  - (1) 自己の株式の取得
  - (2) 株主名簿管理人の選定等
  - (3) 株式取扱規則の改定
  - (4) 役付取締役の選定
  - (5) 会長、社長に事故あるときの職務代行者の決定
  - (6) 取締役及び監査役の責任免除
- 3. 株主総会により委任された決議事項
- 4. その他決議事項
  - (1) 経営に関する基本方針及び年度計画

- (2) 収支、設備及び資金等に関する基本計画
- (3) 電気供給約款の重要な改定に関する事項
- (4) 重要な工事の施工に関する事項
- (5) 取締役会規則の改定
- (6) 執行役員規程の改定並びに執行役員の選任及び解任
- (7) その他重要な業務執行に関する事項

## 第2 取締役会報告事項

- 1. 重要な業務の執行状況
- 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 3. 取締役の競業取引、自己取引等に関する重要な事実
- 4. その他重要な事項

#### 別紙 2-3-3-4: 関西電力における発注手続のルール

#### 1 関西電力における発注手続1

#### (1) 調達業務の区分

関西電力では、調達業務のうち契約手続に関連するものは、調達業務規程等<sup>2</sup> に基づき、①物品購入・修繕契約、②工事・運搬請負契約、③委託契約、④物品賃貸借契約、⑤不用品売却に区分されており、この区分ごとに取引先の選定、契約手続等が定められている。

第4章第2及び第3の本件事前発注約束等との関係においては、主として土木・建築工事や点検業務等の請負契約及び原子力発電所の警備業務の委託契約が問題となっている。

そこで、以下においては、土木・建築工事や点検業務等の請負契約及び原子力 発電所の警備業務の委託契約の発注手続を説明する。

## (2) 土木・建築工事や点検業務等の請負契約の発注手続

#### ア 契約の類型

土木・建築工事や点検業務等の請負契約は、前記(1)記載の区分の②工事・運搬請負契約に該当する。工事・運搬請負契約は、調達業務規程等に基づいて、契約内容や契約金額等に応じて、以下のとおり、一般契約、単価契約及び簡易購買契約の3つの契約類型に分類されており、契約類型ごとに発注手続が規定されている。

契約種別	概要	
一般契約	単価契約及び簡易購買契約以外の契約をいう。	
単価契約	調達に係る手続の簡素化、迅速化及び価格の低廉化等を図るため に、単価、契約先、納入(工事)場所(運搬範囲)及び支払条件等 について期間を定めて締結する契約をいい、次の各号に掲げるもの を対象とする。 (1) 一定期間内に随時反復して購入又は修繕(加工)する物品	

<sup>1</sup> 原則として資料開示時点における最新の規程に準拠して記載している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 原子力部門が所管する調達業務に関する発注手続を定めたものとして、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子力部門における調達管理要綱」が存在する。調達部門共通ルール (調達業務規程等) に比べて、原子力事業における品質保証の観点から、記載が詳細になっているものの、実質的に大きな相違はない。

契約種別	概要
	(2) 一定期間内に随時反復して行う一連の同種工事及び運搬
	(3) 非常災害時における復旧工事及び復旧資機材の運搬等
	システム又は物品・工事等契約票を用いて、業務担当部署にて発注及
簡易購買契約	び検収を行う契約をいう。簡易購買契約の範囲は、物品・工事等や委
	託等の契約で1件当たり比較的低額のものに限定されている。

## イ 発注手続

本件事前発注約束等との関係においては、主に一般契約が問題となるため、以下では一般契約の発注手続を記載する。調達業務規程等に基づく工事・運搬請負契約の一般契約の発注手続は、大要、以下のとおりである。

	項目	概要
1	業務担当部署による 契約の請求	<ul><li>・業務担当部署は、調達担当部署に対して、工事請負の契約請求を行う。</li><li>・その際、業務担当部署は、見積徴収先等に関する意見具申をすることができる。</li></ul>
2	調達担当部署による 見積徴収先の選定	<ul> <li>契約請求を受けた調達担当部署は、業務担当部署の意見も参考にしつつ、見積徴収先を選定する。</li> <li>見積徴収先を選定するに当たっては、原則として、登録取引先の中から2社以上を選定して見積書を徴収し、見積額の最も低い見積徴収先が契約予定先とする(以下、この方法による発注を「競争発注」という。)。</li> <li>ただし、下表の事由(以下「特命理由」という。)がある場合は、見積徴収伺にその特命理由を記載し、特定の取引先を指名することができる(以下、この方法による発注を「特命発注」という。)。</li> </ul>
3	調達担当部署による 価格検討	・調達担当部署において、見積書及び予算関係書類に基づき、公正に価格検討を実施し、査定額が算出される(価格検討の方法(査定方法)については、 <b>後記2</b> 参照)。
4	調達担当部署による価格交渉	<ul><li>・調達担当部署は、価格検討の完了後、見積額、査定額及び予算額3のうち一番低い金額をもって、契約予定先と価格交渉を行う。</li><li>・その結果、関西電力の発注手続上、査定額以下でなければ発注できないものとされている。</li></ul>
(5)	契約の締結	<ul><li>契約予定先との交渉が成立した場合には、契約を締結する。</li><li>契約予定先との交渉が成立しないときは、第2次交渉案を作成し、再度交渉伺の承認を得て交渉する。</li></ul>

<sup>3</sup> 予算額とは、業務担当部署から調達担当部署に通知される予算の金額を指す。

No.	特命発注が認められる事由(特命理由)
1	既に施工済又は施工中の工事との関係上、同一又は特定取引先に付託することが適
	当であるとき。
2	既設の仮設備、機械器具等の利用により、他の取引先と競争の余地がないとき。
3	工事の規模、工事内容の特殊性及び地理的条件等により、特定の取引先に付託する
	ことが適当であるとき。
4	事故復旧等緊急を要し、特定の取引先による必要があるとき。
5	1 件 40 万円以下であって、既注実績があるもの又は市況調査資料等によって請負
	価格の把握が容易なもの。
6	その他特別の理由があるとき。

## (3) 原子力発電所の警備業務の委託契約の発注手続

原子力発電所の警備業務の委託契約の発注手続は**前記(2)**イに記載した土木・建築工事や点検業務等の請負契約の発注手続とほぼ同様である。

しかし、原子力発電所の警備業務は、高度に専門的な業務であることから、「業務委託契約手続きに関する通達」に基づき、競争発注が原則とされておらず、必要な資格・要件に有無、業務履行能力・技術水準、委託実績等を勘案して委託先を特命で選定するものとされている。

## 2 価格検討の方法(査定方法)

前記 1(2)イ③のとおり、関西電力の発注手続上、調達担当部署による価格検討 (査定額の算出)のプロセスが存在する。そして、前記 1(2)イ④のとおり、調達 担当部署は、価格検討の結果に基づき、契約予定先と価格交渉を行う。

価格検討のプロセスの概要は、以下のとおりである。

### (1) 土木・建築工事や点検業務等(工事・運搬請負契約)の価格検討プロセス

土木・建築工事や点検業務等の工事・運搬請負契約の価格検討は、基本的に「数量×単価」によって査定額を算出する方法により行っている。

そして、工事・運搬請負契約の「数量」は、業務担当部署が図面等を使用して 専門的判断によって必要工数を算出している。

他方、工事・運搬請負契約の「単価」については、所定の単価表による方法又は市場価格等から価格査定基準に基づき一定額の値引きを行う方法によって算出されるが、土木工事等で頻繁に行われる工事については、工種単位で作成された単価表を用いる場合もある<sup>4</sup>。

<sup>4「</sup>中小規模土木請負工事標準歩掛」の「工種一覧表」において、コンクリート工(単位:

ただし、発電機のタービン等の機械設備類に関する契約は、一品ものの取引となるため、所定の単価や市場価格を基準とすることはできないものの、過去の類似品の購入実績との比較等により査定額を算出している。

## (2) 警備業務に関する委託契約の価格検討プロセス

関西電力は、警備業務の価格検討は、工事・運搬請負契約と同様、「数量×単価」によって査定額を算出する方法により行っている。

そして、警備業務の「数量」については、原則として、国の定める規制要求に 従った防護規程で要求される数量を基準とし、各工事等に必要な数量を加えて 算出している。この各工事等に必要な数量の算定は、業務担当部署から提示され る核物質防護上の区域境界における通行量(数量)と通行形態(人又は車両)を 考慮して決定されている。

また、警備業務の「単価」については、国土交通省の公共工事設計労務単価、 市況、服装・装備費、車両費、放射線管理費、教育費等に基づいて算出し、警備 業務の委託先ごとに覚書を締結している。なお、警備業務の委託先ごとに単価に 大きな差はない。

m³)、掘削(単位:m³)、排水溝修繕(単位:m)等の工種ごとに単位当たりの単価が一覧表化されて定められている。

## 別紙 2-3-4: 関西電力の子会社(4社)

## 1 関電プラント

会社名	関電プラント株式会社 (旧関電興業株式会社)
設立年月日	1953年10月1日
株主構成	関西電力(100%)
本店所在地	大阪市北区本庄東2丁目9番18号
従業員数	1,399 人(2019 年 3 月末現在)
事業内容	火力・原子力発電設備の建設・メンテナンス等のプラントエンジニアリ ング事業
関西電力と の関係	関西電力の火力・原子力プラントの定検・設備工事等の請負
役員構成	10名(内、関西電力の役職員経験者は、10名)

### 2 関電不動産開発

会社名	関電不動産開発株式会社(旧関電不動産株式会社、旧関電産業株式会 社)
設立年月日	1957年5月1日
株主構成	関西電力(100%)
本店所在地	大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23 号
従業員数	574 人(2019 年 2 月末現在)
事業内容	総合不動産事業(住宅事業、ビル事業等)、水事業、緑化事業
関西電力と の関係	関西電力への建物の賃貸
役員構成	11名(内、関西電力の役職員経験者は、8名)

## 3 関電パワーテック

会社名	株式会社関電パワーテック
設立年月日	1956年4月2日
株主構成	関西電力(100%)
本店所在地	大阪市中央区備後町3丁目6番2号 KFセンタービル

従業員数	915人(2019年3月末現在)
事業内容	火力・原子力発電プラントの運転・サービス
関西電力と の関係	関西電力の発電所設備の運転・保守・管理、廃棄物の処理・再生利用等 の業務の受託
役員構成	10名(内、関西電力の役職員経験者は、10名)

## 4 環境総合テクノス

会社名	株式会社環境総合テクノス
設立年月日	1974年1月17日
株主構成	関西電力(100%)
本店所在地	大阪市中央区安土町1丁目3番5号
従業員数	562 人(2019 年 4 月 1 日現在)
事業内容	環境・土木・建築分野に関連する調査・測定分析・コンサルティング及 び施工
関西電力と の関係	関西電力の環境アセスメント、環境保全調査、環境緑化工事、土木・建 築工事の請負
役員構成	11名(内、関西電力の役職員経験者は、9名)

別紙 3-2-3-1: 関西電力における森山氏との会食数及び交際費の金額一覧

	会食数 <sup>1</sup>	交際費2
2009 年度	45 回	8,387,982 円
2010 年度	51 回	11,920,820 円
2011 年度	84 回	14,183,809 円
2012 年度	49 回	9,742,465 円
2013 年度	41 回	12,299,415 円
2014 年度	54 回	10,526,607 円
2015 年度	45 回	10,726,948 円
2016 年度	38 回	9,079,765 円
2017 年度	14 回	2,652,225 円
合計	421 回	89,520,036 円

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 会食数は、森山氏との間の交際費のうち費目が飲食代、懇親代等と会食であると考えられるものを集計している。したがって、関西電力が費用を負担していないものは上記に含まれていない。また、複数の部署に分割して会食の費用が計上されている場合、二重にカウントしている可能性がある(明らかに同一と分かるものは1回としてカウントしている。)。同一日の会食において、会食場所が複数にわたる場合は複数回とカウントしている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 交際費は、年度ごとの全社の合計値であり、京都支社(支店)の交際費については 2010 年度以降のデータのみ存在するため、2009 年度の数字には含まれていない。また、2011 年 度の高浜発電所のデータは存在せず、同年度の数字には含まれていない。

## 別添1

当時の職位			m #	10 24	ADDA	現金	(円)	商品券	(円)	現金または内訳が不明	は商品券で なもの(円)	米ドル	(ドル)	金貨・/	小(枚)	金貨・	大(枚)	小判型金	全貨(枚)	金杯(七	2ット)	金(	g)	仕立券付スー	-ツ生地(着)
		No	, 24	<b>八</b> 石	氏名	現職	金品受渡し	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却
原子力事業本部	部事業本部長	1	八木誠	会長	あり			30万円	30万円					62枚	62枚	1枚	1枚			7セット	7セット			2着	
社長		2	岩根茂樹	社長	あり									10枚	10枚										
原子力事業本部	部事業本部長	3	豊松秀己	原子力事業本部長	あり	4,100万円	4,100万円	2,300万円	2,300万円			70,000ドル	70,000ドル	189枚	189枚			1枚	1枚	1セット	1セット			20着	
	事業本部長代理	4	森中郁雄	原子力事業本部長代理	あり	2,060万円	2,060万円	700万円	700万円			40,000ドル	40,000ドル	4枚	4枚									16着	
	副事業本部長(技術)	5	鈴木聡	原子力事業本部副本部長	あり	7,831万円	7.831万円	1,950万円	1,950万円			35,000ドル	35,000ドル	83枚	83枚			2枚	2枚	-= :		500g	500g	14着	4着(※2
	副事業本部長(発電)	6	大塚茂樹	原子力事業本部副本部長	あり	200万円	130万円	210万円	170万円			10,000ドル	10,000ドル											4着	
原子力事業本部	部 專業本部長代理	7	白井良平	関電エネルギーソリューション社長	あり	200万円	200万円	150万円	150万円	-				16枚	16枚			-						4着	
	副事業本部長(技術)	8			なし																				
	副事業本部長(発電)	9	勝山佳明	関電ブラント 常務取締役	あり			2万円																	
	副事業本部長(企画)	10	右城望	地域共生本部長	あり	100万円		340万円	270万円				1 1							-				5着	
		11	善家保雄	原子力事業本部副本部長	あり			30万円																	
	総務担当部長	12			あり		-	150万円	150万円	-														5着	
		13			あり			85万円	80万円										31 -						
		14			あり			30万円	5.5 万円										3:						
高浜発電所	所長	15	長谷泰行	日本原燃常務執行役員	あり			80万円	15万円															3着	
		16	宮田賢司	高浜発電所長	あり		- 1	40万円	30万円													-			
	副所長(事務)	17			あり							_												1着	25万円
		18			あり			20万円												1					
美浜発電所	所長	19			なし															. 1					
	副所長(事務)	20			なし								7							-			-		
大飯発電所	所長	21			なし					> =								1							=
	副所長(事務)	22			なし																	1			
京都支社	支社長	23			なし										-										
	副支社長	24			<b>3</b> 9	5~10万円 (※1)	5~10万円	100~115万円 (※1)	100~115万円																
		25			あり	120.17		3~5万円		50~60万円	50~60万円	C					1							1着	3~5万F
		26			あり			20~25万円														- 1			

※1 現金・商品券を合わせて110~120万円

## 金品の預り・返却状況

# 別添2

Mark or While		7.		TO DAY	A 1 17 161	商品券	(円)	仕立券付スーツ	生地(着)
当時の職位		No	氏名	現職	金品受渡し	預り	返却	預り	返却
	所長	1	福田 隆	常務執行役員	あり	約130万円(※)	約120万円(※)	1着	1着
<b>元上、コーノサ</b> なし、6	***	2	****	* * * *	あり	約70万円	約70万円		
電カシステム技術センター	****	3	****	* * * *	なし				
	* * * *	4	****	* * * *	あり	約50万円	約20万円		

<sup>※</sup>本人は、在任期間中に数回、いずれも数十万円の商品券を 渡されたという記憶である。

#### 別紙4-1-2-2:金品受領者

森山榮治氏又は本件取引先等からの金品受領状況(関西電力)

							罗	領物		
No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	現金・	商品券	そ0	)他物品	備考
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
- 1	****	****	大飯発電所	1980年代後半	森山榮治	商品券5~10万円分	フルーツ			
2	****	***	原子力管理部	1980年代後半	森山榮治			銅鍋セット(4万円相 当)	牛肉(4万円相当)	
3	****	***	京都支店	1990年代前半	森山榮治	商品券2~3万円分程度	_	ワイシャツ仕立券		・商品券、ワイシャツ仕立 券を合計4回程度受領。 ・受領した商品券及びワイ シャツ仕立券は、支店従業 員に交付。
. 4	****	***	取締役	1990年代	森山榮治	商品券20万円~30万円 分程度	_			
					森山榮治			座敷机		
					森山榮治			羽毛布団		
					森山榮治			鉄製の船の模型		
					森山榮治			スーツ仕立券	-	
			他社	1990年代後半~2000 年代前半	森山榮治	商品券10万円分以上	_			
			不明 19	1990年代以降	森山榮治			・30gの金の小判20枚 ・1kgの金の延べ棒2 本		
55	****	***	取締役	1990年代前半	森山榮治			和室用木製机	_	
6	****	***	福井原子力事務所	1990年代前半	森山榮治			若狭途の座敷机(5~ 10万円相当)	同額相当の品物	・森山氏のほか複数名で持 参したが、本人が不在中で あったため、森山氏のほか に誰が持参したかは不明。 ・返礼品は森山氏に送付。
* 7	****	***	福井原子力事務所	1990年代前半	森山榮治			スーツ仕立券(20万円相当)		
18	****	* * * *	京都支店	1990年代前半	森山榮治			<ul><li>・若狭塗のお菓子入れ</li><li>・茶托</li></ul>	花瓶	

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	現金	商品券	70	他物品	備考
100						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
	***	* * * *	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治			大相撲チケット(10 万円相当)	商品券10万円分	左記も含め、合計約80万円 相当の物品を森山氏に返 礼。
				1990年代後半	吉田開発	現金10万円分	そのまま返却			
				1990年代後半	森山榮治			ワイシャツ仕立券 (10万円相当)	商品券10万円分	
				1990年代後半	森山榮治			ワイシャツ仕立券 (10万円相当)	商品券10万円分	
				1990年代後半	森山榮治	商品券20万円分	ビデオカメラ一式(約 20万円相当)			
					1990年代後半	森山榮治	商品券10万円分	電気スタンド(約9万 円相当)		
				1990年代後半	森山榮治			床の間の置物台(1万 5000円相当)	商品券3万円分	
				1990年代後半	柳田産業	商品券10万円分	ワイシャツ仕立券(10 万円相当)			
10	***	***	高浜発電所	1990年代後半	森山榮治			スーツ仕立券	・絵画 ・包丁 等	
					森山榮治			小判(30g)2枚		
. 11	***	* * * *	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治	商品券20万円分	ネックレス(20万円 超)			
12	***	* * * *	若狭支社	1990年代後半	森山榮治			金貨3枚(20~30万円 相当)	そのまま返却	
10	***	***	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治			スーツ仕立券(23万 円相当)	同額相当の品物	スーツ仕立券及び商品券は 柳田産業が自宅に持参。
					森山榮治	商品券5万円分	同額相当の品物			-
					柳田産業	商品券5万円分	同額相当の品物			1
				1990年代後半	森山榮治	商品券5万円分	同額相当の品物			1
					柳田産業	商品券5万円分	同額相当の品物			
				2000年代前半	森山榮治 柳田産業	商品券5万円分	同額相当の品物			
.14	****	****	京都支店	1990年代後半	森山榮治	商品券5万円分	魔鏡(10万円相当)	若狭塗の台	左記商品券への返礼に含まれる	
15	***	* * * *	若狭支社	1990年代後半	森山榮治			ワイシャツ仕立券(1   万5000円相当が2着で   合計約3万円相当)	紅白のワイン (2本で1 万6000円相当)	
16	* * * *	***	高浜発電所	1990年代後半	森山榮治	商品券20万円分	細かい返礼品や祝い金 で総額として同額相当 を返礼			
17	***	* * * *	大飯発電所	1990年代後半	森山榮治	商品券10万円分	バカラのガラス花瓶 (約13万円相当)			
- 18	***	***	京都支店	1990年代後半	森山榮治			花台(約5万円相当)	-	
	***	***	中央送変電建設事務 所	1990年代後半	森山榮治 吉田開発	商品券50万円分	瀬戸物の壺(50万円相 当)			
			2000年代前半	森山榮治			金製品(100万円相 当)	瀬戸物の壺(100万円相 当)		

							₹	領物		
No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	現金・	商品券	7.0	D他物品	
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
20	***	***		1990年代後半~2000 年代前半	森山榮治	商品券20~30万円分	竜の木彫りの置物			
21	****	* * * *	京都支店	2000年代前半	森山榮治 柳田産業	現金又は商品券5~10 万円程度	同額相当の置物			・受領した金品の入った熨 斗袋には「柳田産業」と記 載されていた。 ・置物は森山氏に送付。
22	****	***	京都支店	2000年代前半	****	現金10万円	そのまま返却			
				2000年代前半	森山榮治	現金10万円	・半額分のカタログギ フトを香典返し ・海外旅行土産(ダイ ヤの指輪5万円相当)			親族の香典として受領。
					吉田開発	現金10万円	半額分のカタログギフ トを香典返し			
					柳田産業	現金10万円	半額分のカタログギフ トを香典返し			
				2000年代前半	森山榮治	現金10万円	タイピンカフスセット (7~8万円相当)			
					吉田開発	現金10万円	タイピンカフスセット (7~8万円相当)			
					柳田産業	現金10万円	そのまま返却			
	****	****	大飯発電所	2000年代前半	森山榮治	現金10万円	叙勲祝いとして品物を 返礼			叙勲祝いに対する返礼とし て時計を受領。
				2000年代前半	森山榮治	現金40万円				ティファニーの腕時計(40 万円相当)を購入し、森山 氏に渡そうとしたが、受け 取ってもらえず、現在も自 宅に保管。
			原子力事業本部	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分	_	スーツ仕立券		・柳田産業との連名のもの もあり。 ・商品券は自宅で保管して いたが、森山氏他界後は投
				2000年代後半	<b>本</b> 山榮治	商品券50万円分	_			→資信託として管理。その後 解約し、うち110万円分は慈
				2000年代後半	森山榮治			スーツ仕立券	_	善団体等に寄付。
				2000年代後半	森山榮治	商品券50万円分	_		-	
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	_	スーツ仕立券		1
				2000年代後半	森山榮治	商品券20万円分				1
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	_			
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	_			7
				2000年代後半	森山榮治	商品券50万円分	-			
				2000年代後半	森山榮治			スーツ仕立券	-	

.

		ヒアリング時の役職								
No.	氏名		金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	現金・	商品券	70	)他物品	
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
24	***	* * * *	・高浜発電所 ・若狭支社	2000年代	森山榮治	商品券(30万円分と50 万円分の総額80万円 分)	_			商品券自体は現在も保管中であるが、森山氏が他界したため日本赤十字社に同額分を寄付。
			若狭支社	2000年代	森山榮治			金製の置物	_	宗教組織に寄付。
					森山榮治			スーツ仕立券		
25	****	****	若狭支社	2000年代前半	森山榮治	商品券20万円分程度	海外ブランドの食器 (同額相当)			
				2000年代前半	森山榮治			スーツ仕立券	海外ブランドの食器 (20万円相当)	
- 26	****	* * * *	京都支店	2000年代	森山榮治	商品券65万円分程度 (5万円又は10万円を 数回)	・スーツ仕立券(70万円相当) ・香典5万円(森山氏の親族に不幸があった			
				2000年代前半	森山榮治 吉田開発	商品券20万円分	際に、商品券を現金 化) ・お中元・お歳暮(6 万円弱相当)			
				2000年代	森山榮治			ワイシャツ仕立券6〜 7枚	_	
	***	***	京都支店	2000年代前半	森山榮治	商品券5万円分	陶磁器(5万円相当)			
-28	***	***	京都支店	2000年代前半	森山榮治	商品券30万円分(5万 円分を6回)	ペルシャ絨毯(30万円 相当)			
29	***	***	大飯発電所	2000年代前半	森山榮治	現金30~40万円	_			
30	****	***	大飯発電所	2000年代前半	森山榮治		ワイシャツ仕立券(2 万5000円相当)			
				2010年代前半	森山榮治	商品券5万円分	-			
	****	***	京都支店	2000年代	森山榮治	現金50万円(10万円を 5回)	銅の香炉(約60万円相 当)			
32	****	****	舞鶴発電所	2000年代後半	森山榮治 吉田開発	商品券10万円分程度	_			離任時に、地元の寺の住職 に、祭りに使ってほしいと 交付。
			大飯発電所	2010年代前半	森山榮治	商品券20万円分程度	_			
33	森本浩志	退職	取締役副社長 原子 力事業本部長	2005年~2006年頃	森山榮治	商品券50万円分	・美術工芸品(約40万円相当) ・花(約1万〜1万5000円を毎年末に10年間で10〜15万円相当)	)		
34	***	***	京都支店	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分(2~3 回程度の受領の総額)	・カルティエの財布 (約8万円相当) ・定期入れ	į		

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				
						現金・商品券		その他物品		備考
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
35	****	***	京都支店	2000年代後半~2010 年代前半	森山榮治	商品券30万円分(10万 円分を3回)	スーツ仕立券(44万円 相当) -			
				2010年代前半	森山榮治	現金10万円				
36	***	* * * *	美浜発電所	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分				本人は商品券10万円分と供述したが、本件デジタル・フォレンジック調査で発見された本人が送信したとみられる電子メールには商品券30万円分が同封されたお土産を渡されたという内容の記載が認められた。
37	****	****	大飯発電所	2010年代前半	柳田産業	現金3万円	_			
38	****	***	京都支店	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	ルイ・ヴィトンの財布 (12~13万円相当)			
	****	***	大飯発電所	2010年代前半	森山榮治			シャネルの化粧品 (10万円相当)	_	
40	****	***	原子力事業本部	2010年代後半	柳田産業			ブルガリの男性用時 計(約50万円相当)	そのまま返却	
- 41	****	***	・高浜発電所 ・若狭支社 ・原子力事業本部	不明	森山榮治	商品券(10万円分等を 複数回)	中国の工芸品、水晶、 中国の青銅器の鏡等			時期、回数、総額等は覚え ていないとのこと。

<sup>※</sup>返却・返礼が確認できなかったものを「一」と記載した。

#### 森山榮治氏又は本件取引先等からの金品受領状況(子会社)

		ら ピアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者					
No.	氏名					現金・商品券		その他物品		備考
<u></u>						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
1	北田幹夫	退職	関電プラント株式会社代表取締役社長	関電ブラント株式会 社代表取締役社長在 任期間中(1997年6月 ~2001年6月)		現金10万円	_			
2	田中宏毅	退職	関電プラント株式会社代 表取締役社長	関電プラント株式会 社代表取締役社長在 任期間中(2007年6月 ~2010年6月)	森山榮治	商品券50万円分(10万 円分を5回。初回は 2007年の関電プラント 社長就任直後)				
	藤井眞澄	退職	関電プラント株式会社代 表取締役社長	関電プラント株式会 社代表取締役社長在 任期間中(2010年6月 ~2016年6月)		商品券90万円分(社長 就任後1年程した時に 30万円分、その後1年 に1回程度の頻度で1回 あたり10万円分)		18gの金の小判1枚	左記商品券への返礼に 含まれる	
4	****	***	関電プラント株式会社	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	_			
5 5	勝山佳明		関電プラント株式会社常 務取締役 原子力事業本 部長	2015年12月2日	森山榮治	商品券20万円分	_			
6	***	****	関電プラント株式会社	2010年代後半	森山榮治	現金10万円程度	バカラのグラス (約5 万円相当)			左記のほか、関西電力退職時(2000年代後半)にバカラの装飾品(約5万円相当)を森山氏に贈ったとのこと。
7	岩谷全啓		関電プラント株式会社代 表取締役社長	2017年4月25日	森山榮治			金貨5枚	_	
8	***	***	関電不動産開発株式会社	2000年代	森山榮治	商品券1~3万円分程度 を複数回	商品券同等額を森山氏 への手土産購入費用と して使用		ワイシャツ仕立券相当 額を森山氏への手土産 購入費用として使用	受領した商品券の額及び受 領の回数並びにワイシャツ 仕立券の受領の回数につい てはよく覚えていない。
				2000年代後半	森山榮治	商品券30万円分	商品券同等額を森山氏 へのお中元・お歳暮購 入費用として使用			
				2000年代後半	****	商品券10万円分 商品券5万円分	_			どちらの提供者がどちらの 金額かは不明。
. 9	****	***	関電不動産開発株式会社	2000年代後半	森山榮治 吉田開発	商品券50万円分	花瓶(20~25万円相 当)			

No.	氏名	ヒアリング時の役職	金品受領当時の所属	金品受領時期	金品の提供者	受領物				
						現金・商品券		その他物品		備考
						内容及び額	返却・返礼の内容	内容及び額	返却・返礼の内容	
10	****	***	関電不動産開発株式会社	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分	盆栽(約4万円相当)			1.2.0.0
				2000年代後半	森山榮治	商品券70万円分(10万 円分を5回、20万円分 上 を1回)	_			
				2000年代後半	森山榮治					
4				2000年代後半	森山榮治		_			
				2000年代後半	森山榮治		_			
				2010年代前半	森山榮治					
				2010年代前半	森山榮治		_			
11	***	***	関電不動産開発株式会社	2000年代後半	森山榮治	商品券10万円分	_			
	***	***	関電不動産開発株式会社	2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	-			
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	_			
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	_			-
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	_			
				2010年代前半	森山榮治	商品券10万円分	_			
				2010年代後半	森山榮治	商品券10万円分	_			
13	****	***	関電不動産開発株式会社	2010年代後半	森山榮治	商品券50万円分(10万 円分を5回)	スカーフやショール等 (20万円相当)			
				2010年代後半	森山榮治			金貨4~5枚(70万円 相当)	仕立券(70万円相当)	
14	****	***	関電不動産開発株式会社	2010年代後半	森山榮治	商品券10万円分程度				商品券は未開封のまま保管 しているため、金額につい ては推測によるものであ る。
				2010年代後半	森山榮治	現金10万円	商品券5万円分を香典 返し			親族の香典として受領。

<sup>※</sup>関電プラント株式会社は、2004年10月に関電興業株式会社から商号変更した。

<sup>※</sup>関電不動産開発株式会社は、関電興業株式会社が2004年10月に関電不動産株式会社に商号変更し、さらに2016年4月に関電不動産株式会社から関電不動産開発株式会社に商号変更した。

<sup>※</sup>返却・返礼が確認できなかったものを「一」と記載した。